

森林組合、森林組合連合会及び
生産森林組合の決算関係書類様式
〔令和6年3月改正版〕

林野庁経営課

目 次

○ 森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について	・ ・ ・ 1
(平成 18 年 10 月 20 日付け 18 林政経第 142 号林野庁長官通知。最終改正：令和 6 年 3 月 21 日付け 5 林政経第 296 号)	
・ 別紙 森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類及び事業計画書記載上の留意事項	・ ・ ・ 2
・ 別表 1 森林組合及び森林組合連合会における部門及び事業の区分	・ ・ ・ 6
2 全国森林組合連合会における部門及び事業の区分	・ ・ ・ 8
・ 第 1 森林組合、森林組合連合会の決算関係書類及び事業計画書様式	・ ・ ・ 9
・ 第 2 生産森林組合の決算関係書類及び事業計画書様式	・ ・ 99
・ 第 3 勘定科目表	・ ・ 119
○ 「森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について」(平成 18 年 10 月 20 日付け 18 林政経第 142 号林野庁長官通知)の一部改正の運用について(平成 23 年 8 月 24 日付け 23 林政経第 81 号林野庁林政部経営課長通知)	・ ・ 135

森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について

	平成 18 年 10 月 20 日付け	18 林政経第 142 号
改正	平成 21 年 2 月 19 日付け	20 林政経第 226 号
改正	平成 21 年 5 月 27 日付け	21 林政経第 71 号
改正	平成 23 年 8 月 24 日付け	23 林政経第 80 号
改正	平成 24 年 2 月 29 日付け	23 林政経第 328 号
改正	平成 29 年 3 月 29 日付け	28 林政経第 324 号
改正	令和元年 5 月 28 日付け	元 林政政第 71 号
改正	令和 2 年 12 月 24 日付け	2 林政政第 487 号
改正	令和 3 年 3 月 29 日付け	2 林政経第 501 号
改正	令和 4 年 4 月 27 日付け	4 林政経第 83 号
改正	令和 6 年 3 月 21 日付け	5 林政経第 296 号

森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式、事業計画書様式及び勘定科目表を別紙のとおり制定したので、別紙記載事項に留意の上、貴管下の森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合に対する的確な指導をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の業務報告書及び事業計画書様式並びに勘定科目表の制定について」（昭和 53 年 10 月 2 日付け 53 林野組第 206 号林野庁長官通知）は廃止します。

別紙

森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類 及び事業計画書記載上の留意事項

I 森林組合

1 決算関係書類

(1) 事業報告について

ア 販売及び購買事業に記載する取扱量及び金額は、販売品又は購買品として売り上げたもののみとし、林産、加工、養苗、その他の各事業に係る製品は、それぞれの事業で販売まで処理するものとする。

また、製材用原木手当等のための素材生産については、林産事業として処理し、素材生産完了後加工事業へ振り替えるものとする。この場合、林産事業における表示方法は、木材の内訳として「加工原材料仕向高」の区分で行うこととするが、振替価格は生産原価であることに留意すること。

イ 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業については、森林整備部門の森林整備事業又は利用事業中において処理するものとする。

ウ 林地供給事業における買取供給には、林地の借入れにより供給する場合を含めるものとする。

エ 森林経営事業を実施する場合には、事業報告の付表として森林経営実行簿を添付するものとする。

また、森林経営実行簿中の経営森林には、森林組合が造林者及び資金提供者又はそのいずれか一方の当事者となっている分収林（国有林野の管理経営に関する法律第9条に規定する分収造林を含む。）を含めるものとする。

なお、教育指導事業の一環として行っている教育展示林に関する事業は指導事業で処理し、この事業には含めないものとする。

(2) 貸借対照表について

ア 森林組合財務処理基準令（以下「財基令」という。）第4条の規定に基づき、他の事業と区分して経理すべき事業（以下「区分経理事業」という。）の財産内容を明らかにするため、区分経理事業ごとの貸借対照表及び区分経理事業と区分経理事業以外の事業（以下「一般事業」という。）を合併した貸借対照表を作成するものとする。

イ 任意積立金を積み立てる場合は、積立目的、積立目標額、積立基準等を剰余金処分案において明示し総会の決議を得るとともに、積立目的が達成された場合は、当該積立金の全額を取り崩すものとする。

ウ 回転出資金として連合会に留保されている金額は、固定資産の系統出資金に含めるものとする。

(3) 損益計算書について

ア 製材原木手当等のため林産勘定から加工勘定へ振り替えた木材の販売に係る損益科目は、加工品売上勘定及び加工品売上原価勘定で処理するものとする。

イ 森林整備部門の造林、治山工事等は売上高等を明確にするため請負と受託に区分して処理するものとする。

(4) 注記表について

継続組合の前提に関する注記については、債務超過及び重大な債務の不履行時に、森林組合法施行規則第 58 条に定める内容を記載するものとする。

2 区分経理事業

(1) 林地処分事業及び森林経営事業に共通する事項

区分経理事業については、財基令第 4 条の規定により、資産、負債、収入及び支出をそれぞれ他の事業と区分して、次の事項に留意の上、経理するものとする。

ア 区分経理事業及び一般事業に係る法人税、住民税等租税負担額は、それぞれの税引前当期純利益に応じて配分するものとする。

イ 区分経理事業において当期剰余金（当期損失金）が生じた場合は、その当期剰余金（当期損失金）を一般事業に振り替え、区分経理事業内には繰り越さないこととし、必要に応じて剰余金処分により任意積立金とし、将来の損失に備えるものとする。

ウ 区分経理事業において、当期剰余金（当期損失金）の額をそれぞれ年度別に明らかにするとともに、累計額も把握するものとする。

(2) 林地処分事業

この事業のために買入れた土地に係る林産物、土石等を販売する場合には、それらの販売行為はこの事業として扱わず、林産物又は林産物以外の森林の産物の販売事業として処理し、土地の取得原価のうち販売事業に係るものについては、販売事業の原価として処理するものとする。

(3) 森林経営事業

ア この事業の範囲は、育林から素材生産・販売までとし、森林経営事業で生産した素材を一般事業（加工事業）の原材料として使用する場合の振替価額は、振替時点（引渡時点）の一般的な仕入価額を勘案して定めることができる。

イ 植栽、保育等の育林経費は、山林の取得原価に算入し、財産台帳には、記番ごとに森林の現状、価額等を明らかにしておくものとする。

ウ この事業に係る土地及び森林の処分益は、この事業の利益として処理するものとする。

(4) 総合貸借対照表及び総合損益計算書の作成

ア 区分経理事業の相互間、これらの事業と一般事業との相互間に資金、

物品等の授受があった場合は、それぞれの事業にこれらの貸借を示す勘定科目（一般事業勘定、林地等処分事業勘定、森林経営事業勘定）を設置して経理するものとし、総合貸借対照表の作成に当たっては、これらの勘定残高を相殺除去するものとする。

イ 内部売上高及び内部仕入高は、総合損益計算書の作成に当たって、事業総損益から控除するものとする。

ウ （３）のアにより一般的な仕入価額で振り替えられた素材が受側において残存し、資産として計上されている場合は、総合貸借対照表及び総合損益計算書を作成するに当たって当該資産に含まれている内部利益を除去するとともに、事業総損益の費用に加算するものとする。

エ ウの経理は、内部利益引当金勘定（評価性引当金）を設けて間接法によって行うものとし、洗い替え方式によるものとする。

なお、内部利益引当金勘定は、見合いの資産から直接控除するものとする。

3 部門及び事業の区分

部門及び事業の区分は、別表のとおりとする。

4 会計の方法

（１）会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額については、森林組合法施行規則第五節の定めによる。

（２）資産・負債の正確な把握のため、税効果会計に係る会計基準を適用することができる。

（３）退職給付債務の引当については、退職給付会計に係る会計基準を適用するものとする。

退職給付債務の計算については、退職金制度適用従業員数が原則として 300 人未満の場合、または、300 人以上であっても年齢や勤務期間に偏りがある場合であって、原則法により計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合は、簡便法によることができる。

また、簡便法による場合、これまでの会計処理との継続性を勘案して、簡便法のうち退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付とする方法を採用することができる。

なお、この制度への移行時に生ずる「会計基準変更時差異」については、15 年以内の一定年数にわたり、定額法により、規則的に償却を行うこととする。

（４）会計の方法については、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとなったことから、上記に定めるものの他は、「中小企業の会計に関する指針」（企業会計基準委員会等、平成 17 年 8 月 1 日）に準じるものとする。

Ⅱ 森林組合連合会

1 森林組合の決算関係書類等との相違点

森林組合連合会の決算関係書類及び事業計画書の様式は、森林組合の様式に準じるが、様式及び作成上の主要な相違点は、次のとおりである。

- (1) 附属明細書の第1の(8)の①部門別総損益及び事業計画書の指導部門に森林組合監査士監査事業に係る収益及び費用科目を設ける。
- (2) 生産事業(林産、加工、養苗の各事業)の製品については、生産の完了をもって販売品、購買品へ振り替えるものとする。この場合における振替価額は、振替時における通常の仕入時価をもって行うことができる。その際、生産原価との差額は、振替利益として表示するものとし、振替えた製品のうち、決算日に残存する棚卸資産に含まれる未実現の振替利益については、当該棚卸資産から直接控除するとともに、当該損失を内部利益引落として損益計算書の事業外の区分に表示するものとする。

2 部門及び事業の区分

部門及び事業の区分は、別表のとおりとする。

Ⅲ 生産森林組合

生産森林組合(以下「生産組合」という。)の決算関係書類及び事業計画書の様式は、別添中「第2 生産森林組合の決算関係書類及び事業計画書様式」のとおり定める。

「別表」

1 森林組合及び森林組合連合会における部門及び事業の区分

部門	事業名	事業内容	森林組合法関係条文						備考
			森林組合			連合会			
			条	項	号	条	項	号	
指導	指導	1 森林の経営指導	9	1	1	101	1	1	連合会のみ
		2 組合員の教育及び情報の提供(教育展示林を含む。)	9	2	14	101	1	16	
		3 団体協約の締結	9	2	15	101	1	17	
		4 共同施業規程に基づく協定への参加の勧奨	25 の 2	4	—	—	—	—	
		5 会員の監査	—	—	—	101	1	18	
販売	販売	林産物、林産物以外の森林の産物、環境緑化木その他の物資の販売	9	2	3, 4	101	1	5 6 7 11	
	林産	林産物の生産及び販売(山村加工による食用きのこのその他の林産物の生産を含む。)	9	1 2 2	2 3 9	101	1	11	
	環境緑化木	環境緑化木の採取、育成、加工及び販売	9	2	4	101	1	6	
	建設等	建設その他の工作物の建設及び売渡し	9	2	3	101	1	5	
加工	加工	林産物及びその他物資の加工及び販売(山村加工(食用きのこのその他の林産物の生産を除く。))を含む。)	9	2	3, 9	101	1	5 11	
森林整備	森林整備	1 森林の経営受託	9	1	2	101	1	1 の 2	
		2 造林	9	1	2	101	1	1 の 2	
		3 治山工事	9	1	4	101	1	2	
		4 林道工事	9	2	5	101	1	7	
	利用	1 病虫害の防除、その他森林の保護	9	1	4	101	1	2	
		2 林産物、林産物以外の森林の産物、環境緑化木その他の物資の保管及び運搬	9	2	3, 4	101	1	5 6	

部門	事業名	事 業 内 容	森林組合法関係条文						備 考
			森 林 組 合			連 合 会			
			条	項	号	条	項	号	
森林整備	利 用	3 森林調査	9	2	5	101	1	7	
		4 施設(物的施設)の利用	9	2	5	101	1	7	
		5 造林補助金の申請事務	9	2	5	101	1	7	
		6 森林保険の取扱い	9	2	5	101	1	7	
		7 森林の保健休養機能の増進事業	9	2	8	101	1	10	
		8 森林の教育機能の増進事業	9	2	8 の 2	101	1	10 の 2	
		9 森林経営計画の作成	9	2	10	101	1	12	
	林地供給	林地供給	9	2	7	101	1	9	
	福 利 厚 生	林業労働の安全衛生、その他福利厚生	9	2	12, 13	101	1	14, 15	
	購 買	1 林業その他の事業に必要な物資の供給	9	2	2	101	1	4	
2 樹苗の生産及び販売並びに種子の採取及び販売		9	2	5	101	1	7		
	金 融	1 林業その他の事業又は生活に必要な資金の貸付	9	2	1	101	1	3	連合会のみ
2 債務の保証		9	6		101	5			
3 債権の取立		9	6		101	5			
4 手形の割引		—			101	5			
共済	共 済	共済事業	9	2	11	101	1	13	
林地処分	林地分	転用相当林地の売渡し	9	7		101	6		
森林経営	森林営	組合が経営を相当とする森林の経営	26	1		101 の 2	1		
信託	信 託	信託森林の経営	9	1	3	101	1	1 の 3	

2 全国森林組合連合会における部門及び事業の区分

内部 会計 単位	部 門	事 業 名	事 業 内 容	森林組合法関係条文			
				条	項	号	
一般	指 導	指 導	1 森林の経営指導	101	1	1	
			2 所属員に対する教育及び情報の提供 (教育展示林を含む。)	101	1	16	
			3 団体協約の締結	101	1	17	
			4 会員の監査	101	1	18	
	販 売	販 売	林産物、林産物以外の森林の産物、環境緑 化木、加工品、種苗及びその他物資の販売	101	1	5, 6, 7, 11	
			加 工	林産物及びその他物資の加工及び販売	101	1	5, 11
			環境緑化木	環境緑化木の採取、育成、加工及び販売	101	1	6
			建 設 等	建設その他の工作物の建設及び売渡し	101	1	5
	購 買	購 買	苗木その他の林業用資材又は生活物資の 供給	101	1	4	
			養 苗	樹苗の生産及び販売並びに種子の採取及 び販売	101	1	7
	利 用	森 林 整 備	1 治山工事	101	1	2	
			2 林道工事	101	1	7	
		利 用	1 病虫害の防除、その他森林の保護	101	1	2	
			2 林産物、林産物以外の森林の産物、環 境緑化木及びその他物資の保管及び運 搬	101	1	5, 6	
			3 森林調査	101	1	7	
			4 施設(物的施設)の利用	101	1	7	
	5 造林補助金の申請事務		101	1	7		
	6 森林の保健休養機能の増進事業	101	1	10			
	7 森林経営計画の作成	101	1	12			
	林 地 供 給	林地供給	101	1	9		
		福 利 厚 生	林業労働の安全衛生、その他福利厚生	101	1	14, 15	
	金 融	金 融	1 林業その他の事業又は生活に必要な 資金の貸付	101	1	3	
			2 債務の保証	101	5		
			3 債権の取立	101	5		
			4 手形の割引	101	5		
	林地処分	林 地 処 分	転用相当林地の売渡し等	101	6		
	森林経営	森 林 経 営	連合会が経営を相当とする森林の経営	101 の 2	1		
	信 託	信 託	信託森林の経営	101	1	1 の 3	
共済	森林災害共 済	森 林 災 害 共 済	森林災害共済事業	101	1	13	
	長期育林共 済	長 期 育 林 共 済	長期育林共済事業	101	1	13	

第1 森林組合、森林組合連合会の決算関係書類及び事業計画書様式

目 次

監査報告	11
I 事業報告	12
第1 組合の事業活動の概況	12
(1) 主要な事業活動の内容	12
(2) 個別事業の概況	12
① 指導部門	12
② 販売部門	13
③ 加工部門	16
④ 森林整備部門	17
⑤ 共済部門	22
⑥ 林地処分部門	22
⑦ 森林経営部門	23
⑧ 信託部門	26
(3) 事業の経過及びその成果	28
(4) 当該年度中の重要事項	28
(5) 当該事業年度及び直前3事業年度の事業成績及び財産並びに損益の状況	28
① 事業成績及び損益の状況	28
② 財産の状況	28
(6) 対処すべき重要な課題	29
(7) その他重要な事項	29
第2 組合の運営組織の状況	29
(1) 総会	29
(2) 総代会	29
(3) 組合員の状況	30
① 組合員数	30
② 出資口数	30
(4) 役員の状況等	30
① 役員の状況	30
② 役員の増減	31
③ 役員との補償契約の締結状況及び損失補償の状況	31
④ 役員賠償責任保険契約の締結状況	32
(5) 職員の増減	32
(6) 組織の構成	32
① 組織図	32
② 緊密な協力関係にある組合員が構成する組織	32
(7) 施設の設置状況	33
(8) 子会社等の状況	33
(9) その他運営組織に関する重要な事項	34
① 理事会	34
② 監査	34
③ その他の重要な事項	34
II 貸借対照表	35
(1) 総合貸借対照表	35
(2) 区分経理事業の貸借対照表	38
① 林地処分事業貸借対照表	38
② 森林経営事業貸借対照表	39
③ 信託事業貸借対照表	40
III 損益計算書	41
IV 剰余金処分案（損失処理案）	42
V 注記表	43
(1) 重要な会計方針に関する事項	43
(2) 貸借対照表に関する事項	44
(3) 損益計算書に関する事項	44
(4) 退職給付に関する事項	46

(5) 重要な後発事象に関する事項	46
(6) 継続組合の前提に関する事項	46
(7) 有価証券に関する事項	46
(8) 税効果会計に関する事項	46
(9) その他の事項	46
VI 附属明細書	47
第1 計算書類に関する事項	47
(1) 組合員資本の明細	47
(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細	48
(3) 外部出資の明細	49
(4) 借入金	49
① 長期借入金（転貸資金を除く。）	49
② 短期借入金	50
③ 転貸資金	50
(5) 引当金等	51
(6) 子会社等との取引並びに金銭債権及び金銭債務の明細	52
① 子会社との取引	52
② 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務	52
(7) 役員との間の取引	53
(8) 損益計算書の明細	54
① 部門別総損益	54
② 事業管理費	57
③ 事業外損益	58
④ 特別損益	59
⑤ 原価明細表	60
ア 売上原価明細表	60
イ 林産品生産原価明細表	61
ウ 加工品生産原価明細表	61
エ 建物等完成工事原価明細表	62
オ 養苗品生産原価明細表	62
カ 自営林産品生産原価明細表	62
キ 受託森林経営費明細表	62
ク 宅地等造成原価明細表	62
ケ 森林整備費明細表	62
コ 治山工事費明細表	62
サ 林道工事費明細表	62
(9) 主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高その他の 計算書類の内容を補足する重要な事項	63
① 棚卸資産明細	63
② 受託品在高表	66
③ 有価証券の明細	67
④ その他の重要事項	67
第2 事業報告に関する事項	67
(1) 役員に対する報酬等	67
(2) 役員等の兼職等	67
(3) 員内・員外の利用状況	68
(4) 自己資本の基準の状況	70
(5) 高性能林業機械等の保有等の状況	71
(6) 施業集約化の実施状況	71
(7) 森林経営計画の作成状況	71
(8) 提案型集約化施業の実績（私有林に係る施業集約化の収支の全体像）	72
ア ソフト事業（森林整備地域活動支援交付金等に係る収支）	72
イ ハード事業（森林環境保全直接支援事業等に係る収支）	73
(9) 森林経営管理実施権の設定状況	80
(10) 経営指標等	80
(11) その他の重要な事項	81
VII 事業計画書	82
(1) 運営の基本方針	82
(2) 損益及び取扱計画	83
(3) 損益計画	97
(4) 資金計画	98

監査報告

私たち監事は、 年 月 日から 年 月 日までの第 事業年度の理事の職務の執行状況及び組合の財産状況を監査するため、法令、定款及び監査細則に従い、かつ、必要に応じて監査の方針及び経過について監事全員が協議して必要と認めた監査手続を実施するとともに、森林組合法第 50 条第 5 項の規定により 年 月 日に組合長理事から提出された計算関係書類等の内容に検討を加えた結果、次の事項について意見を述べます。

- 1 監査の方法及びその内容
- 2 財産目録又は計算書類及びその附属明細書が当該組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 3 剰余金処分案（損失処理案）が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
- 4 剰余金処分案（損失処理案）が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しい不当があるかどうかについての意見
- 5 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 6 当該組合の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があるかどうかについての意見及びその事実関係
- 7 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 8 次に掲げる事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項、又は財産目録、若しくは計算書類及びその附属明細書の内容のうち強調する必要がある事項
 - ア 継続組合の前提に係る事項
 - イ 正当な理由による会計方針の変更
 - ウ 重要な偶発事象
 - エ 重要な後発事象

年 月 日

〇〇〇森林組合
監事
監事

（注）日付は、監査報告を作成した日とする。

I 事業報告
(年 月 日から 年 月 日まで)

第1 組合の事業活動の概況

(1) 主要な事業活動の内容

(注) 総括事項及び施業集約化の実施状況を記載する。

【参照：課長通知】（「森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について」（平成18年10月20日付け18林政経第142号林野庁長官通知）の一部改正の運用について（平成23年8月24日付け23林政経第81号林野庁林政部経営課長通知をいう。以下同じ。）

1. 「I 事業報告」の「第1 組合の事業活動の概況」の「(1) 主要な事業活動の内容」の記載について総括事項及び施業集約化の実施状況の他、必要に応じ施業集約化の推進方策を記載する。

(2) 個別事業の概況

① 指導部門（指導事業）

(注) 主たる事項について、簡明に記載する。（以下同じ。）

② 販売部門

ア 販売事業

区 分		受 託 販 売		買 取 販 売		計	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
木 材	一 般 用 材		千円		千円		千円
	パ ル プ 材						
	製 材 品						
	小 計						
木 炭							
薪							
環 境 緑 化 木							
森 林 の 産 物							
そ の 他 の 物 資							
合 計							

(注) 販売した数量及び金額を記載する。

イ 林 産 事 業

区 分			買 取 生 産 で 販 売 し た も の		受 託 生 産 (請負を含む。) に引き続き販売 し た も の		生 産 の み 受 託 (請負を含む。) し た も の		計	
			数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
木材	販売高	一 般 用 材		千円		千円		千円		千円
		パ ル プ 材								
		小 計								
	加工原材料仕向高	製 材 原 木								
		チップ原木								
		小 計								
	計									
	木炭									
薪										
合 計										

- (注) 1 「買取生産で販売したもの」及び「受託生産（請負を含む。）に引き続き販売したもの」は、生産して販売した数量及び金額を記載する。「生産のみ受託（請負を含む。）したもの」は、生産した数量及び受託金額（手数料を含む。）を記載する。
- 2 加工原材料仕向高欄には、生産されたもののうち、加工事業の原材料として仕向けたものを記載する。
ただし、金額は生産原価とする。
- 3 組合員の労働を利用して行う林産物生産事業は、別掲し、区分欄に物資名を記載する。

ウ 建設等事業

区分		請 負			販 売			計		
		数量	床面積	金 額	数量	床面積	金 額	数量	床面積	金 額
建物	木造住宅ログハウス	棟	m ²	千円	棟	m ²	千円	棟	m ²	千円
	計									
工作物	木レンガ舗装落石防護柵									
	計									
合 計										

- (注) 1 工作物とは、建物以外の工作物をいう。
2 請負の欄には、組合が請負契約により建物その他の工作物を完成し、その引渡しをしたものの数量、床面積及び金額を記載する。
3 販売の欄には、組合が自ら又は組合員の所有する土地の上に建物その他の工作物を建設し、その売渡しをしたものの数量、床面積及び金額を記載する。

③ 加 工 部 門

区 分		受 託 加 工		買 取 加 工		計	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
加 工 品			千円		千円		千円
	小 計						
そ の 他							
合 計							

④ 森林整備部門

ア 森林整備事業

区 分	数 量	金 額
受託森林経営		千円
森 林 整 備		
治 山		
林 道		
合 計		

(注) 金額欄には、総収入金額を記載する。

イ 利用事業

区 分	数量又は取扱金額	使用料又は手数料
調 査		千円
林 道		
林 業 機 械 利 用 料		
病 害 虫 防 除		
林 産 物 保 管		
実 行 費		
造 林 補 助 金 取 扱		
物 資 の 保 管 ・ 運 搬		
森 林 環 境 教 育		
森 林 保 険		
その他の共同利用施設		
合 計		

(注) その他の共同利用施設の利用については、事業の実態に応じて区分する。

ウ 林地供給事業

区 分	受 託 供 給		買 取 供 給		計	
	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
森林の土地		千円		千円		千円
立 木						
そ の 他						
合 計						

(注) 1 森林の土地には、その上にある立木竹を含めないものとするが、その区分が困難な場合には森林の土地に含めて記載する。

2 交換によるものは、双方の数量及び金額を記載する。

エ 福利厚生事業

区 分	件数又は対象人員	金 額
		千円
合 計		

オ 購買事業
(ア) 事業物資

区 分		受 託 購 買		買 取 購 買		計	
		数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
苗木	山行苗		千円		千円		千円
	幼 苗						
	小 計						
種 子							
肥 料							
合 計							

(注) 購入して売り渡した数量及び金額を記載する。

(イ) 生活物資

区 分		受 託 購 買		買 取 購 買		計	
		数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
			千円		千円		千円
合 計							

(注) 購入して売り渡した数量及び金額を記載する。

(ウ) 養苗事業

区 分		直 営 生 産		受 託 生 産		計	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
苗木	山行苗		千円		千円		千円
	肥料木						
	幼 苗						
	小 計						
種 子							
合 計							

(注) 生産して売り渡した数量及び金額を記載する。

ただし、県等から生産のみの委託を受けて生産したもので委託者に引き渡したものは、数量欄のみに外数量として（ ）を付して記載する。

カ 金融事業

(ア) 事業資金

区 分	当期首在高		当期貸付高		当期回収高		当期末在高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
伐 調 資 金		千円		千円		千円		千円
造 林 資 金								
素材生産資金								
合 計								
債 務 保 証								

(イ) 生活資金

区 分	当期首在高		当期貸付高		当期回収高		当期末在高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
住宅資金		千円		千円		千円		千円
教育資金								
合 計								
債務保証								

⑤ 共済部門

⑥ 林地処分部門（林地処分事業）

ア 林地の処分

区 分	受 託 販 売		買 取 販 売		計	
	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
処分林地等		千円		千円		千円

（注）処分林地等は、林地の上にある立木竹等を含む。

イ 区画形質の変更

区 分	受 託 林 地 等		買 取 林 地 等		計	
	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
宅地造成		千円		千円		千円
そ の 他						
合 計						

（注）受託林地等には、受託林地等に対して行った請負、又は委託による区画形質の変更に係る事業について記載する。

⑦ 森林経営部門（森林経営事業）

ア 自営森林の内訳

経営 方法 林種	所 有 林			分 収 林			計		
	箇所	面 積	蓄 積	箇所	面 積	蓄 積	箇所	面 積	蓄 積
人工林		ha	m ³		ha	m ³		ha	m ³
天然林									
無 立 木 地									
その他									
合 計									

(注) 1 「無立木地」とは、伐採跡地及び造林予定地の未立木地である。

2 「所有林」とは、組合が森林所有者である森林をいう。

3 「分収林」とは、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する分収林契約を締結した森林をいう（国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 9 条に規定する分収造林を含む。）。

イ 自営森林の造成

経営 方法 作業名		所 有 林			分 収 林			計		
		箇所	面 積	金 額	箇所	面 積	金 額	箇所	面 積	金 額
新 植			h a	千円		h a	千円		h a	千円
保 育	下刈									
	除伐									
	計									

(注) 金額は直接事業費とし、保育の箇所、面積は延数とする。

ウ 自営森林の販売

数量 販売高 販売品目		所 有 林		分 収 林 の	計
		数 量	売 上 高	分 収 高	
立 木			千円	千円	千円
木 材	一般用材				
	パルプ材				
	小 計				
そ の 他					
合 計					

(注) 「分収林の分収高」には、分収林に係る収入額を記載する。

エ 所有林経営実行簿

所 在 地			林 小 班	地 種	森 林 の 現 況					作業内容	面 積	材積	経 費				収 入	森林 価額	備考
市 町 村	字	地 番			林種	面 積	樹種 又は 林相	林齢	立木 材積				材 料 費	労 務 費	そ の 他	計			
						ha			m ³		ha	m ³	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 本表は、森林経営事業に係る所有林について、林小班ごとに記載する。
 2 森林の現況は、事業年度末現在とする。
 3 作業内容については、伐採、造林等の作業内容（主伐、間伐、新植、下刈等）ごとに記載し、同一作業についてはまとめて記載する。
 4 経費の合計については、「イ 自営森林の造成」の所有林の金額に一致させ、収入額の合計については「ウ 自営森林の販売」中の所有林の売上高に一致させる。
 5 森林価額の総額は、森林経営事業貸借対照表の固定資産のうちの森林の額に一致させる。

⑧ 信託部門（信託事業）

ア 信託事業の状況

信託森林の 活 用 方 法	委託者		当期首在高	当期受託高	当期解除高	当期末在高
林 業 経 営	個 人	人 数（人）				
		面積（h a）				
	法 人	法 人 数				
		面積（h a）				
分 収 林	個 人	人 数（人）				
		面積（h a）				
	法 人	法 人 数				
		面積（h a）				
森 林 レ ク	個 人	人 数（人）				
		面積（h a）				
	法 人	法 人 数				
		面積（h a）				

- （注） 1 林業経営とは、信託規程例（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 143 号林
野庁長官通達）第 1 条第 1 号に掲げる信託の引受けの事業をいう。
2 分収林とは、信託規程例第 1 条第 2 号に掲げる信託の引受けの事業をいう。
3 森林レクとは、信託規程例第 1 条第 3 号に掲げる信託の引受けの事業をい
う。

イ 森林レクに係る施設の状況

施 設 名	数 量	設 置 期 間	備 考

(3) 事業の経過及びその成果

年 月 日	事 項

(注) 登記、人事異動、主たる会議、監査等重要な事項及びその成果を簡明に記載する。

(4) 当該事業年度中の重要事項

(臨時的な資金調達、大規模の設備投資、他の法人との業務上の提携、他の会社を子会社等とした場合の株式等の取得、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併、分割その他組織の再編成等がある場合には、その内容)

(5) 当該事業年度及び直前3事業年度の事業成績及び財産並びに損益の状況

① 事業成績及び損益の状況

			年度	年度	年度	年度（当期）
一般事業	指 導 部 門	収 益				
		費 用				
	販 売 部 門	収 益				
		費 用				
	加 工 部 門	収 益				
		費 用				
	森林整備部門	収 益				
		費 用				
共 済 事 業		収 益				
		費 用				
林 地 処 分 事 業		収 益				
		費 用				
森 林 経 営 事 業		収 益				
		費 用				
信 託 事 業		収 益				
		費 用				
事業総利益（事業総損失）						
事業管理費						
事業利益（事業損失）						
事 業 外 損 益		収 益				
		費 用				
經常利益（經常損失）						
特 別 損 益		収 益				
		費 用				
税引前当期利益（税引前当期損失）						
法人税及び住民税、事業税						
当期剰余金（当期損失金）						
前期繰越剰余金（前期繰越損失金）						
当期末処分剰余金（当期末処理損失金）						

② 財産の状況

(注) 当該事業年度及び直前3事業年度に重要な財産の取得又は売却、廃棄があればその内容

(6) 対処すべき重要な課題

(7) その他の重要な事項

第2 組合の運営組織の状況

(1) 総会

通常・臨時の別	開日 催時	組 合 員 数			正組合員の出席者数				准組合員の出席者数	正組合員の出席率
		正組合員	准組合員	計	本人	代理人	書面	計		
	年 月 日	人	人	人	人	人	人	人		%
	議 事 及 び 決 議 事 項									

(注) 組合員数は、総会の開催日現在とする。

(2) 総代会

通常・臨時の別	開日 催時	正組合員数	総代定数	総代現在数	総代出席者数				総 代 の 出 席 率
					本人	代理人	書面	計	
	年 月 日	人	人	人	人	人	人	人	%
	議 事 及 び 決 議 事 項								

(注) 正組合員数、総代定数及び総代現在数は、総代会の開催日現在とする。

(3) 組合員の状況

① 組合員数

資格区分	前期末	当 加 期 入	当 期 脱 退					当 期 末
			任意脱退	法定脱退				
				資格喪失	死亡又は解散	除名	合計	
正組合員								
准組合員								
合 計								

(注) 連合会において会員の合併の場合は任意脱退の欄に記載する。

② 出資口数

資格区分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
正組合員				
准組合員				
合 計				

(4) 役員の状況等

① 役員の状況

役職名	氏 名	常勤・非 常勤の別	代表権 の有無	就任年月日	任期満了 年 月 日	備 考
組 合 長						
専 務 理 事						
常 務 理 事						
理 事						
・ ・ ・ ・ ・						
監 事			—			
監 事			—			

(注) 備考欄に次の事項を記載すること。

- (1) 職員と兼務している理事はその旨及び職員としての職制上の地位
- (2) 各理事が担当している部門
- (3) 他の法人等の代表者であることその他の役員の重要な兼職の状況
- (4) 森林組合法第44条第10項に規定する者に該当する理事にあっては、「実践理事」と記載

② 役員の増減

区 分	役 員			職員兼務 理 事
	常勤理事	非常勤理事	監 事	
前 期 末 現 在	人	人	人	人
当期就任（採用）				
当期辞任（退職）				
当 期 末 現 在				

③ 役員との補償契約の締結状況及び損失補償の状況

役職名	氏 名	補償契約の内容の概要	損失補償した金額	備 考
組 合 長				
専 務 理 事				
常 務 理 事				
理 事				
・ ・ ・ ・ ・				
監 事				
監 事				

- (注) 1 組合と補償契約を締結した役員を記載すること。
2 補償契約に基づき損失を補償したときは、その金額を損失補償した金額の欄に記載すること。
3 補償契約に基づき費用を補償した場合において、組合が当該事業年度において、当該役員が職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知った時は、その旨を備考欄に記載すること。

④ 役員賠償責任保険契約の締結状況

保険者	被保険者の範囲	役員賠償責任保険の内容の概要

(注) 被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつては、その負担割合及び填補の対象とされる保険事故の概要を役員賠償責任保険の内容の概要の欄に記載すること。

(5) 職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
参 事				
会 計 主 任				
一 般 職 員				
・ ・ ・ ・ ・				
合 計				
常 用 人				

(6) 組織の構成

① 組織図

② 緊密な協力関係にある組合員が構成する組織

(注) 該当組織がある場合には、その概要を記載すること。

(7) 施設の設置状況

名 称	構造及び面積	所 在 地	職 員 数	摘 要
合 計		箇所	人	

(注) 1 主たる施設について記載すること。

2 当期中の異動があった施設、国庫補助金等により取得した施設等がある場合にはその旨を「摘要」欄に記載すること。

(8) 子会社等の状況

商号又は名称（会社名）		
代 表 者 名		
設 立 年 月 日		
所 在 地		
事 業 内 容		
施 設 の 概 要		
資 本 金 総 額		
議 決 権 保 有 割 合		
役 員 数		
うち 組合役員との兼職者数 組合職員との兼職者数 (出向者含む。)		
職 員 数		
うち 組合からの出向職員 (兼職者を含む。)		

(注) 株主総会等で決議された計算書類を別途添付すること。

(9) その他運営組織に関する重要な事項

① 理事会

開催年月日	出席者数	議事及び決議事項
	人	

② 監査

実施年月日	監査に従事した 監 事 名	監査の範囲	主 な 指 摘 事 項

③ その他の重要な事項

Ⅱ 貸 借 対 照 表

(年 月 日現在)

(1) 総合貸借対照表

(単位：円)

科 目	内 訳	小 計	合 計	科 目	内 訳	小 計	合 計
【資産の部】 流動資産 1 現金 2 預金 3 受取手形 貸倒引当金 4 売掛金 貸倒引当金 5 有価証券 6 棚卸資産 7 前払費用 8 未収収益 9 未収金 貸倒引当金 10 短期貸付金 貸倒引当金 11 販売仮渡金 12 前渡金 13 差入保証金 14 差入有価証券 15 仮払金 16 立替金 17 雑資産 (1) 役職員に対する債権 (2) 伐調留保金 (3) 農林漁業資金預け金 (4) 流動資産合計				【負債の部】 流動負債 1 支払手形 2 買掛金 3 短期借入金 4 未払金 5 未払法人税等 6 未払費用 7 前受収益 8 賞与引当金 9 前受金 10 預り金 11 受託販売預り金 12 仮受金 13 賦課金仮受金 14 雑負債 (1) 役職員に対する債務 (2) 伐調留保預り金 (3) 農林漁業資金預り金 (4) 流動負債合計			

科 目	内 訳	小 計	合 計
固定資産			
有形固定資産			
1 建物			
減価償却累計額			
2 構築物			
減価償却累計額			
3 機械及び装置			
減価償却累計額			
4 車両運搬具			
減価償却累計額			
5 器具及び備品			
減価償却累計額			
6 土地			
7 森林			
(1) 所有林			
(2) 分収林			
8 建設仮勘定			
有形固定資産合計			
無形固定資産			
1 営業権			
2 特許権			
3 借地権			
4 商標権			
5 実用新案権			
6 意匠権			
7 ソフトウェア			
8 その他			
無形固定資産合計			
外部出資その他の資産			
外部出資			
1 系統出資金			
未払込出資金			
2 系統外出資金			
未払込出資金			
3 子会社等出資金			

科 目	内 訳	小 計	合 計
固定負債			
1 長期借入金			
2 退職給付引当金			
3 繰延税金負債			
その他			
農林漁業資金借入金			
(1) 伐調借入金			
(2) 造林借入金			
(3) 施設借入金			
固 定 負 債 合 計			
信託負債資本合計			
負債合計			
【純資産の部】			
組合員資本			
1 出資金			
未払込出資金			
2 回転出資金			
出資金合計			
3 再評価積立金			
4 利益剰余金			
法定準備金			
その他利益剰余金			
任意積立金			
〇〇積立金			
当期未処分剰余金			
(当期未処理損失金)			
当期剰余金			
(当期損失金)			
前期繰越剰余金			
(前期繰越損失金)			
任意積立金取崩額			
5 資本準備金			
組合員資本合計			
その他有価証券評価差額金			

科 目	内 訳	小 計	合 計
長期貸付金 1 長期貸付金 貸倒引当金 2 農林漁業資金貸付金 (1) 伐調貸付金 (2) 造林貸付金 繰延税金資産 その他資産 1 林道未収賦課金 2 差入敷金 3 差入有価証券 その他の固定資産合計 固定資産合計 繰延資産 1 創立費 2 開業費 3 開発費 繰延資産合計 信託資産合計			
資産合計			

科 目	内 訳	小 計	合 計
純資産合計			
負債・純資産合計			

(注) 純資産の部の資本準備金については、定款に定めがない時は削除する。

(2) 区分経理事業の貸借対照表

① 林地処分事業貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：円)

科 目	小 計	合 計
【資産の部】		
流動資産		
1 現金		
2 預金		
3 受取手形		
4 売掛金		
5 立木		
6 宅地等		
7 宅地等勘定		
8 一般事業勘定		
貸倒引当金		
流動資産合計		
固定資産		
1 固定資産		
減価償却累計額		
2 繰延税金資産		
固定資産合計		
資産合計		

科 目	小 計	合 計
【負債の部】		
流動負債		
1 買掛金		
2 短期借入金		
3 未払金		
4 一般事業勘定		
流動負債合計		
固定負債		
1 長期借入金		
2 繰延税金負債		
固定負債合計		
負債合計		
【純資産の部】		
当期剰余金（当期損失金）		
純資産合計		
負債・純資産合計		

② 森林経営事業貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：円)

科 目	小 計	合 計
【資産の部】 流動資産 1 現金 2 預金 3 受取手形 4 売掛金 5 林産品 6 林産勘定 7 一般事業勘定 貸倒引当金 流動資産合計 固定資産 1 土地 2 森林 3 その他固定資産 減価償却累計額 4 繰延税金資産 固定資産合計 資産合計		

科 目	小 計	合 計
【負債の部】 流動負債 1 買掛金 2 短期借入金 3 未払金 4 一般事業勘定 流動負債合計 固定負債 1 長期借入金 2 繰延税金負債 固定負債合計 負債合計 【純資産の部】 当期剰余金（当期損失金） 純資産合計 負債・純資産合計		

③ 信託事業貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：円)

科 目	内 訳	小 計	合 計
【資産の部】			
流動資産			
1 現金			
2 預金			
3 受取手形			
貸倒引当金			
4 売掛金			
(1) 販売売掛金			
(2)			
貸倒引当金			
5 未収金			
(1) 事業未収金			
(2)			
貸倒引当金			
6 たな卸資産			
(1) 林産品			
(2) 林産勘定			
7 雑資産			
(1) 前払費用			
(2) 未収収益			
流動資産合計			
固定資産			
有形固定資産			
1 建物			
減価償却累計額			
2 構築物			
減価償却累計額			
3 車両運搬具			
減価償却累計額			
4 森林			
(1) 森林			
(2) 分収林			
5 土地			
6 建設仮勘定			
有価固定資産合計			
資産合計			

科 目	内 訳	小 計	合 計
【負債の部】			
流動負債			
1 短期借入金			
2 未払金			
3 前受金			
4 預り金			
5 雑負債			
(1) 未払費用			
(2) 前受収益			
流動負債計			
固定負債			
1 長期借入金			
2 農林漁業資金			
3 借入金			
固定負債合計			
負債合計			
【純資産の部】			
1 信託森林			
2 信託資金			
3 利益金（損失金）			
純資産合計			
負債・純資産合計			

Ⅲ 損 益 計 算 書
(年 月 日から 年 月 日まで)

(単位：円)

科 目	小 計	合 計	事業区 分					分			
			一 般 事 業					共済事業	林地処分 事 業	森林経営 事 業	信託事業
			計	指 導	販 売	加 工	森林整備				
I 事業総損益											
1 事業総収益	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
2 事業総費用	<u>×××</u>		<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
事業総利益（事業総損失）		×××	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
II 事業損益											
1 人件費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
2 旅費・交通費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3 事務費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
4 業務費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
5 諸税負担金	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
6 施設費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
7 雑費	<u>×××</u>		<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
事業管理費計		<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
事業利益（事業損失）		<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
III 経常損益											
1 事業外収益	×××		×××					×××	×××	×××	×××
2 事業外費用	<u>×××</u>		<u>×××</u>					<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
事業外損益		<u>×××</u>	<u>×××</u>					<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
経常利益（経常損失）		<u>×××</u>	<u>×××</u>					<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
IV 特別損益											
1 特別利益	×××		×××					×××	×××	×××	×××
2 特別損失	<u>×××</u>		<u>×××</u>					<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
特別損益		<u>×××</u>	<u>×××</u>					<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
税引前当期利益（税引前当期損失）		<u>×××</u>	<u>×××</u>					<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
法人税、住民税及び事業税		<u>×××</u>									
法人税等調整額		<u>×××</u>									
当期剰余金（当期損失金）		<u>×××</u>						<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>
前期繰越剰余金（前期繰越損失金）		<u>×××</u>						<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>
〇〇積立金取崩額（目的内）		<u>×××</u>									
当期末処分剰余金（当期末処理損失金）		<u>×××</u>						<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>	<u>(×××)</u>

- (注) 1 事業に直課できない共通的な費用は各組合が採用した計算方法により各事業に配賦するものとする。
2 各組合が採用した計算方法に応じて、共通的な費用の配賦額を事業管理費の内書として表示することが適当である。

IV ○○年度 剰余金処分案

科 目	積 算 内 訳	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金 II 任意積立金取崩額 III 剰余金処分額 1 法定準備金 2 任意積立金 3 出資配当金 4 事業分量配当金 IV 次期繰越剰余金	当期剰余金の○分の○			

- 脚注 1 任意積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりである。
- 2 出資配当金の配当率は、○%である。
- 3 事業分量配当金の算定基準は、何々に対する○%である。
- 4 次期繰越剰余金中教育情報資金は、×××円である。

(○○年度 損失処理案)

科 目	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処理損失金 II 損失金処理額 1 任意積立金取崩額 ○○積立金 2 資本準備金取崩額 3 法定準備金取崩額 4 回転出資金取崩額 III 次期繰越損失金			

V 注記表

区 分	注 記 事 項
(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	① 有価証券の評価基準及び評価方法 ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法 ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ④ 固定資産の減価償却の方法 ⑤ 繰延資産の処理方法 ⑥ 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準 ⑦ 引当金の計上基準 ⑧ 収益及び費用の計上基準 ⑨ リース取引の処理方法 ⑩ 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 ⑪ 計算書類及びその附属明細書に記載した金額の端数処理の方法 ⑫ その他計算書類及びその附属明細書作成のために基本となる重要な事項 ⑬ 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類及びその附属明細書作成に与えている影響の内容 ⑭ 表示方法を変更したときは、その内容

区 分	注記事項
(2) 貸借対照表に関する注記	① 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 ② 資産に係る減価償却累計額又は圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額又は圧縮記帳額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額又は圧縮記帳額) ③ 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨 ④ リース契約により使用する重要な固定資産(資産の部に計上したものを除く。)があるときは、その旨及び当該固定資産の内容 ⑤ 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額(他の資産又は他の債務と区分して計上した場合を除く。) ⑥ 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 イ 資産が担保に供されていること。 ロ イの資産の内容及びその金額 ハ 担保に係る債務の内容及び金額 ⑦ 有価証券の貸付けを行っている場合における次に掲げる事項 イ 有価証券の貸付けを行っていること。 ロ イの有価証券の次に掲げる種類ごとの内容及び金額 i 消費貸借契約又は消費寄託契約によるもの ii 使用貸借契約又は賃貸借契約によるもの ⑧ 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額 ⑨ 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権若しくは金銭債務の項目ごとの金額又は資産の部若しくは負債の部の区分に応じ、二以上の項目ごと一括した金額 ⑩ 役員との間の取引による役員に対する金銭債権があるときは、その総額 ⑪ 役員との間の取引による役員に対する金銭債務があるときは、その総額 注) ⑩、⑪において、役員との間の取引のうち次に掲げる取引については、注記を要しない。 イ 組合の事業に係る多数人を相手方とする取引その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であつて、取引条件に裁量の余地がない定型的な取引であることが明白な取引 ロ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)の給付
(3) 損益計算書に関する注記	① 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額 ② 事業管理費の各部門への配賦基準等(前年度と配賦方法の変更があつた場合は、その理由)

【参照：課長通知】

3. 事業管理費の配賦について

(1) 事業管理費の各部門への配賦基準については、決算関係書類の「V 注記表」の「(3) 損益計算書に関する事項」において注記(例：人頭割にて配賦)するとともに、当該配賦基準に変更があった場合には、その内容と変更理由を記載する。

なお、事業管理費の各事業部門への配賦に当たっては、下記の事業管理費配賦表を活用するとともに、当該配賦表については、計算根拠の資料として保管すること。

事業管理費配賦表

(単位：千円)

科 目	合 計 (①～ ⑧)	事 業 区 分								⑨ 共通 管理 部門 (再掲)
		一 般 事 業				⑤ 共済 事業	⑥ 林地 処分 事業	⑦ 森林 経営 事業	⑧ 信託 事業	
		① 指導	② 販売	③ 加工	④ 森林 整備					
人件費 旅費・交通費 事務費 業務費 諸税負担金 施設費 雑費										
合計										
合計のうち、 事業管理費計 (直課分計(A)＋ 配賦分計(B))	(=⑨合計)									
(直課分) 計(A)	①～⑧ の内数									
(配賦分(共通経費)) 計(B) [配賦割合：％]	〃 [100.0]									

(注) 「⑨ 共通管理部門(再掲)」欄には、「(2) 事業管理費配賦表への記入方法」に基づき①から⑧の各部門へ全て配賦(配分)した共通経費の計を再掲する。

(2) 事業管理費配賦表への記入方法

事業管理費は、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門へ直課する。各事業部門へ直課できない事業管理費(共通経費)については、森林組合等が採用する合理的な方法により各部門へ全て配賦(配分)する。

(4) 退職給付に関する注記	① 採用している退職給付制度の概要 ② 当該事業年度の末日における退職給付債務の額、年金資産の額、退職給付引当金の額その他の退職給付債務に関する事項 ③ 当該事業年度の退職給付費用に関する事項 ④ 退職給付債務の計算の基礎に関する事項
(5) 重要な後発事象に関する注記	事業年度の末日後、当該組合の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
(6) 継続組合の前提に関する注記	① 重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお重要な不確実性が認められるときはその旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しているか否かの別 (注) 継続組合の前提に関する注記があるときは、注記表の先頭に記載する。
(7) 有価証券に関する注記	① 時価のある有価証券(預金及び外部出資その他の有価証券以外の項目をもって計上した有価証券を含む。以下同じ。)については、有価証券の保有目的区分(満期保有目的の債券、子会社等株式及びその他有価証券の区分をいう。以下同じ。)ごとの時価及び評価差額(時価と取得原価との差額をいう。)に関する事項 ② 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券については、保有目的区分ごとの当該売却額及び売却損益に関する事項 ③ 時価のない有価証券については、保有目的区分ごとの主な内容及び貸借対照表計上額 ④ 当該事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券については、保有目的区分を変更した旨、変更の理由(満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。)及び当該変更が計算関係書類等(事業報告及びその附属明細書を除く。)に与えている影響の内容 ⑤ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券については一定の期間ごとに区分した償還予定額
(8) 税効果会計に関する注記	① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 ② 当該事業年度に係る法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 ③ 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額 ④ 当該事業年度の末日以後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響
(9) その他の注記	上記に掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により組合の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項

VI 附属明細書

(年 月 日から 年 月 日まで)

(記載上の注意)

- 1 該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項無し」と記載すること。
- 2 各様式中の数値は、該当しない欄は「－」と、端数処理により整数を記載しない欄は「0」と記載すること。
- 3 各様式中、「当期増加額」及び「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

第1 計算書類に関する事項

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金				
未 払 込 出 資 金				
回 転 出 資 金				
再 評 価 積 立 金				
利 益 剰 余 金				
法 定 準 備 金				
そ の 他 利 益 剰 余 金				
○ ○ 積 立 金				
○ ○ 積 立 金				
当期未処分剰余金 (又は当期未処理 損失金)				
資 本 準 備 金				
合 計				

- (注) 1 当期中に重要な増減があった場合は、その理由を注記すること。
- 2 任意積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等を簡潔に注記するか、又は当該事項がわかる資料を別途添付すること。

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

種 類			取得原価				減価償却				
			前期末	当 期	当 期	当期末	当 期	償 却	償却後	償 却	償 却
			残 高	増加額	減少額	残 高	償却額	累計額	の残高	累計率	方 法
有形固定資産	減価償却資産	建 物									
		構 築 物									
		機 械 装 置									
		車 両 運 搬 具									
		工具器具備品									
		計									
	土 地										
	建 設 仮 勘 定										
	森 林	所 有 林									
		分 収 林									
	計										
無形固定資産	借 地 権										
	計										
合 計											

(注) 1 次の事項を注記すること。

(1) 合併、贈与、災害による破棄、減失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由及び設備等の具体的な内容・金額

(2) (1) 以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額

(3) 当期中に特別の理由により、取得原価の修正が行われた場合は、その旨、理由及び当該増減額

2 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の取得原価の増減を記載すること。

ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」欄に括弧内書きとして記載し、「当期末残高」欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。

3 「償却累計率」欄は、取得原価に対する償却累計額の割合を記載すること。

4 「種類」欄は、該当しない者は削除するとともに、金額的重要性の乏しいものは一括して記載することができる。

5 「償却方法」欄は、「定率法」又は「定額法」と記載する。また、少額の減価償却資産について、3年間均等償却を採用している場合は、「定額法」として記載する。

(3) 外部出資の明細

出 資 先		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資	(うち回転出資金)	()	()	()	()
	計 (うち回転出資金)	()	()	()	()
系統外出資	株式				
	出資				
	計				
子会社等出資	株式				
	出資				
	計				
合 計					

(注) 1 「前期末残高」「当期増加額」「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の貸借対照表価額によって記載すること。

2 重要でないものについては、一括して記載することができる。

(4) 借入金の明細

① 長期借入金（転貸資金を除く。）

借入先	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (うち1年内返済予定額)
				()
				()
その他				()
合 計				()

(注) 1 貸借対照表において固定負債として掲げられている長期借入金のほか、流動負債の短期借入金に計上している1年内返済予定のものとして長期借入金から振り替えた金額を括弧内書きすること。このため、「(うち1年内返済予定額)」がある場合は、「前期末残高」欄及び「当期末残高」欄のそれぞれの「合計」欄の裸書きの金額は、貸借対照表において固定負債として掲げられている長期借入金の金額とは一致しない。

2 主要な借入先ごとに記載し、その他は一括して記載する。

3 借入先が多い場合には、金融機関、保険会社などの適当な区分により記載することができる。

② 短期借入金

借 入 先	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
そ の 他			
1 年内返済予定の長期借入金			
合 計			

- (注) 1 主要な借入先ごとに記載し、その他は一括して記載する。
 2 借入先が多い場合には、金融機関、保険会社などの適当な区分により記載することができる。
 3 「1 年内返済予定の長期借入金」は、1 年内返済予定のものとして長期借入金から短期借入金に振り替えた金額を記載すること。「1 年内返済予定の長期借入金」の「当期末残高」欄の金額は、①「長期借入金（転貸資金を除く。）」の「当期末残高」欄の「合計」欄の括弧書き「（うち1 年内返済予定額）」の金額と一致する。

③ 転貸資金

借 入 先	前期末残	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (うち1 年内返済予定額)
日本政策金融公庫				
農 林 中 央 金 庫				
合 計				

(5) 引当金等

種 類	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金					
一般貸倒引当金					
うち販売事業					
うち加工事業					
うち森林整備事業					
個別貸倒引当金					
(うち有税分)					
うち販売事業					
(うち有税分)					
うち加工事業					
(うち有税分)					
うち森林整備事業					
(うち有税分)					
賞 与 引 当 金					
退 職 給 付 引 当 金					
役員退職慰労引当金					
合 計					

(注) 1 「当期減少額」欄のうち、「その他」欄は、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を注記すること。

2 「種類」欄は、該当しないものは削除することができる。

3 個別貸倒引当金には、貸倒懸念債権と破産更生債権等を含む。

(6) 子会社等との取引並びに金銭債権及び金銭債務の明細

① 子会社との取引

(単位：千円)

商号又は 名 称	取引内容	収益総額	費用総額	摘 要
	販売事業 加工事業 森林整備事業			
	計			
	販売事業 加工事業 森林整備事業			
	計			
合 計				

(注) 「取引内容」欄は、事業区分ごとに計数を記載し、「摘要」欄に主要取引科目等を記載すること。

ただし、金額的重要性の乏しい事業区分については主な事業に一括して記載することができる。

② 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：千円)

商号 又は 名称	取引内容	債 権			債 務		
		前期末 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額	前期末 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額
	計						
	計						
合 計							

(注) 1 「取引内容」欄は、貸出金、事業未収金等、債権・債務の内容が正確にわかるように記載すること。

ただし、金額的重要性の乏しいものについては「その他の取引」として一括して記載することができる。

2 債務保証を行っている場合は、「債権」欄に見返額を記載すること。

3 重要な貸付金又は借入金等で、特別な回収又は返済条件（期限、利率等）のものがある場合には、その内容を注記すること。

4 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(7) 役員との間の取引

(単位：千円)

役職名・氏名	取引内容	取 引 金 額				摘 要
		当 期 取引額	前期末 残 高	当 期 増減(△)額	当期末 残 高	
合 計						

- (注) 1 組合は理事との間の取引及び第三者との間の取引について、連合会は理事及び監事（組合の代表者である場合）との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについて記載すること。
- 2 「取引内容」欄は、貸付金、未収金及び未払金等、債権・債務の内容が正確にわかるように記載すること。
- 3 債務保証、手形裏書きを行っている場合は、「取引金額」欄に見返り額を記載すること。
- 4 役員が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で組合と役員との利益が相反するものについては、役員の役職名・氏名の下に、当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。
また、当該役員と当該第三者との関係を「摘要」欄に記載すること。
- 5 重要な増減がある場合は、その理由を「摘要」欄に記載すること。

(8) 損益計算書の明細

① 部門別総損益

(単位：円)

部門		費 用			金 額	収 益			金 額	損 益
指導		指導費 情報費 経営計画作成費				課金 実費収入 指導補助金				
		計				計				
販売	販売	販売品売上原価 請負林産物売上原価 林産物売上原価 販売雑費 内 部 仕 入				販売手数料 請負林産物売上 林産物売上 販売雑収入				
		小 計				小 計				
	建設等	物完成工事原価 建物売上原価 工作物完成工事原価 工作物売上原価 建設等雑費 内 部 仕 入				建設等手数料 建物完成工事高 建物売上 工作物完成工事高 工作物売上 建設等雑収入				
		小 計				小 計				
		計				計				
加工		加工品売上原価 加工雑費 内 部 仕 入				加工手数料 加工品売上 加工雑収入				
		計				計				

部門		費 用					金 額	収 益					金 額	損 益	
森林整備	森林整備	森	林	經	營	費		森	林	經	營	収	入		
		森	林	整	備	費		森	林	整	備	手	数	料	
	治	山	工	事			森	林	整	備	手	数	料		
	林	道	工	事			治	山	工	事	手	数	料		
							林	道	工	事	手	数	料		

部門		費 用	金 額	収 益	金 額	損 益
森林整備	金融（事業資金）	農林漁業資金借入利息 事業資金借入利息 事業資金金融雑費		農林漁業資金貸付利息 事業資金貸付利息 農林漁業資金料 取扱改善資金料 取扱手数料料 保証手数料 事業資金金融雑収入		
		小 計		小 計		
	金融（生活資金）	生活資金借入利息 生活資金金融雑費		生活資金貸付利息 生活資金金融雑収入		
		小 計		小 計		
	計			計		
共済						
	計			計		
林地処分	宅地等売上原価 宅地等造成費 宅地等処分雑費			宅地等手数料 宅地等売上 宅地等造成収入 宅地等処分雑収入		
	計			計		
森林経営	森林売上原価 自営林産品 売上原価 森林経営雑費			森林売上 自営林産品 森内林部 雑売上		
	計			計		
信託				信託手数料		
	計			計		
合 計				合 計		

② 事業管理費

区 分	勘 定 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬 役 員 退 職 慰 勞 金 給 料 手 当 賞 与 引 当 金 繰 入 賞 与 引 当 金 戻 入 (控 除) 法 定 福 利 費 厚 生 費 退 職 給 付 費	
	計	
旅 費 ・ 交 通 費	旅 費 ・ 交 通 費	
事 務 費	消 耗 品 費 通 信 費	
	計	
業 務 費	会 議 費 交 際 手 数 料 支 払 告 白 料 運 査 研 究 賃 調 査 研 究 賃 貸 倒 引 当 金 繰 入	
	計	
諸 税 負 担 金	租 税 公 課 負 担 金	
	計	
施 設 費	減 価 償 却 費 地 代 家 賃 料 事 務 機 器 等 賃 借 料 修 繕 費 保 險 料 動 力 光 熱 費	
	計	
雑 費	雑 費	
合 計		

③ 事業外損益

区分	費用	金額	収益	金額	損益
一般事業費	支 払 利 息 割 引 料 棚 貸 卸 引 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 雑 支 損 失 出		受 取 利 息 受 取 配 当 金 入 雑 収		
	計		計		
共済事業					
	計		計		
林地処分事業	支 払 利 息 割 引 料 棚 貸 卸 引 当 金 繰 入 雑 支 損 失 出		受 取 利 息 受 取 配 当 金 入 雑 収		
	計		計		
森林経営事業	支 払 利 息 割 引 料 棚 貸 卸 引 当 金 繰 入 雑 支 損 失 出		受 取 利 息 受 取 配 当 金 入 雑 収		
	計		計		
信託事業	支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 雑 支 損 失 出		受 取 利 息 受 取 配 当 金 入 雑 収		
	計		計		
合 計			合 計		

④ 特別損益

区分	費用	金額	収益	金額	損益
一般事業	前固 定期 損資 定資 ○倒 ○引 貸害 災	損損 損損 損損 入失	前固 定期 損資 ○補 ○引 貸害 災	益益 正却 收戻 入金 益入	
	計		計		
共済事業					
	計		計		
林地処分事業	前固 定期 損資 定資 ○倒 ○引 貸害 災	損損 損損 損損 入失	前固 定期 損資 ○補 ○引 貸害 災	益益 正却 收戻 入金 益入	
	計		計		
森林経営事業	前固 定期 損資 定資 ○倒 ○引 貸害 災	損損 損損 損損 入失	前固 定期 損資 ○補 ○引 貸害 災	益益 正却 收戻 入金 益入	
	計		計		
信託事業	前固 定期 損資 定資 ○倒 ○引 貸害 災	損損 損損 損損 入失	前固 定期 損資 ○補 ○引 貸害 災	益益 正却 收戻 入金 益入	
	計		計		
合 計			合 計		

⑤ 原価明細表

ア 売上原価明細表

区 分	販売品	林産品	加工品	建物完 成工事	建 物	工 作 物 完成工事	工作物	購 買 品 (事業物資)	購 買 品 (生活物資)	養苗品	供 給 林 地	宅地等	自 営 林産品
1 期 首 棚 卸 高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
2 当期仕入高又は 当期生産原価 合 計	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××	<u>×××</u> ×××
3 他事業への振替高		×××											
4 期 末 棚 卸 高	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
売上原価	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>

イ 林産品生産原価明細表

科 目	内 訳	小 計	合 計
1 当期林産品生産費用			
(1) 材料費			
ア 原木仕入費	×××		
イ ○○○○○	<u>×××</u>	×××	
(2) 労務費		×××	
(3) 経費			
ア 消耗品費	×××		
イ 減価償却費（直接費）	×××		
ウ 賃借料	×××		
エ ○○○	×××		
オ 共通費	<u>×××</u>	<u>×××</u>	×××
2 期首林産勘定棚卸高			<u>×××</u>
合 計			×××
3 期末林産勘定棚卸高			<u>×××</u>
当期林産品生産原価			<u>×××</u>

ウ 加工品生産原価明細表

科 目	内 訳	小 計	合 計
1 当期加工品生産費用			
(1) 材料費			
ア 林産事業からの受入高	×××		
イ 買取による仕入高	<u>×××</u>	×××	
(2) 労務費		×××	
(3) 経費			
ア 消耗品費	×××		
イ 減価償却費（直接費）	×××		
ウ 賃借料	×××		
エ ○○○	×××		
オ ○○○	<u>×××</u>	<u>×××</u>	×××
2 期首加工勘定棚卸高			<u>×××</u>
合 計			×××
3 期末加工勘定棚卸高			<u>×××</u>
当期加工品生産原価			<u>×××</u>

エ 建物等完成工事原価明細表

科 目	内 訳	小 計	合 計
1 当期建物等建設費用			
(1) 材料費			
ア 林産事業からの受入高	×××		
イ 買取による仕入高	<u>×××</u>	×××	
(2) 労務費		×××	
(3) 外注費		×××	
(4) 経費			
ア 動力用水光熱費	×××		
イ 機械等経費	×××		
ウ 設計費	×××		
エ ○○○	×××		
オ ○○○	<u>×××</u>	<u>×××</u>	×××
2 期首未成工事高			<u>×××</u>
合 計			×××
3 期末未成工事高			<u>×××</u>
当期建物等完成工事原価			<u>×××</u>

- (注) 1 建物、工作物の別及び請負、自ら建設するものの別ごとに別葉とする。
2 当期建物等完成工事原価の合計額は、個別工事台帳の当期完成工事原価と一致する。

オ 養苗品生産原価明細表
林産品生産原価明細表に準ずる。

カ 自営林産品生産原価明細表
林産品生産原価明細表に準ずる。

キ 受託森林経営費明細表

科 目	内 訳	小 計	合 計
(1) 材料費			
ア ○○○	×××		
イ ○○○	×××		
ウ ○○○	<u>×××</u>	×××	
(2) 労務費		×××	
(3) 経費			
ア ○○○	×××		
イ ○○○	×××		
ウ ○○○	<u>×××</u>	<u>×××</u>	
合 計			<u>×××</u>

ク 宅地等造成原価明細表
受託森林経営費明細表に準ずる。

ケ 森林整備費明細表
受託森林経営費明細表に準ずる。

コ 治山工事費明細表
受託森林経営費明細表に準ずる。

サ 林道工事費明細表
受託森林経営費明細表に準ずる。

(9) 主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高その他の計算書類の内容を補足する重要な事項

① 棚卸資産明細

勘定科目	品 目		数 量	単 価	金 額
販 売 品	木 材	一般用材		円	円
		パルプ材			
		製 材 品			
		小 計			
	木 炭				
	薪				
	環境緑化木				
	森林の産物				
	その他の物資				
林 産 品	計				
	木 材	一般用材		円	円
		パルプ材			
		小 計			
	木 炭				
	薪				
	食用きのこ				
	計				
	製 材 品				
加 工 品	その他の物資				
	計				

勘定科目	品 目		数 量	単 価	金 額
建 物	木 造 住 宅			円	円
	ロ グ ハ ウ ス				
	計				
工 作 物	木レンガ舗装				
	落石防護柵				
	計				
購 買 品 (事業物資)	苗	山 行 苗			
		肥 料 木			
		幼 苗			
	木	小 計			
		種 子			
		肥 料			
購 買 品 (生活物資)	計				
	計				

勘定科目	品 目	数 量	単 価	金 額
養 苗 品	種 子		円	円
	計			
供給林地	森林の土地			
	立 木 竹			
	計			
宅 地 等	土 地			
	そ の 他			
	計			
自 営 林 産 品	素 材	一般用材		
		パルプ材		
		小 計		
		そ の 他		
		計		
原 材 料				
	計			
材 料 貯 蔵 品				
	計			

勘定科目	品 目	数 量	単 価	金 額
林産勘定	立 木		円	円
	仕 掛 品			
	計			
加工勘定	素 材			
	仕 掛 品			
	計			
建物未成 工事勘定	木 造 住 宅			
	ロ グ ハ ウ ス			
	計			
工作物 未成 工事勘定	木レンガ舗装			
	落石防護柵			
	計			
建物勘定	木 造 住 宅			
	ロ グ ハ ウ ス			
	計			

勘定科目	品 目	数 量	単 価	金 額
工作物 勘定	木レンガ舗装		円	円
	落石防護柵			
	計			
養苗勘定	苗 木	1 年 生		
		2 年 生		
		3 年 生		
		肥 料 木		
		小 計		
	種 子			
	計			
宅地等 勘定	仕 掛 品			
	計			
自営 林産品 勘定	仕 掛 品			
	計			
合 計				

(注) 1 合計金額は、貸借対照表の棚卸資産の金額と一致する。
2 本表の単価は、平均単価とする。

② 受託品在高表

区 分		数 量
販 売 品	素 材	
	製 材 品	
	木 炭	
	薪	
	その他の物資	
林 産 品	素 材	
	立 木	
	仕 掛 品	
	食用きのこ	
加 工 品	製 材 品	
	素 材	
	仕 掛 品	
	その他の物資	
建 物	木 造 住 宅	
	ログハウス	
工 作 物	木レンガ舗装	
	落石防護柵	

区 分			数 量
購 買 品 (事業物資)	苗 木	山行苗	
		肥料木	
		幼 苗	
		小 計	
	種 子		
購 買 品 (生活物資)	肥 料		
苗 品	苗 木	1 年生	
		2 年生	
		3 年生	
		肥料木	
		小 計	
	種 子		
供給林地	森林の土地		
	立木竹等		
宅 地 等	土 地		

③ 有価証券の明細

種 類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
国 債				
地 方 債				
政 府 保 証 債				
農林中央金庫債				
そ の 他				
合 計				

(注) 1 「前期末残高」欄は、取得価額若しくは償却原価法による評価額を記載する。
2 当期の増加・減少額には、取得・売却のほか、評価差益についても計上する。

④ その他の重要な事項

第2 事業報告に関する事項

(1) 役員に対する報酬等

区 分	当期中の報酬等支払額	備 考
理 事		
監 事		
合 計		

(注) 1 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
2 役員に対する退職慰労金については、報酬等と区分して括弧内書すること。

(2) 役員等の兼職等

区 分		氏 名	兼 職 先 名	兼 職 先 等 での
役職名	代表権の有無		又は兼業事業名	役 職 名

(注) 組合の常務に従事する役員及び参事について記載すること。

(3) 員内・員外の利用状況

(記載上の注意)

- 1 森林組合法第9条第9項に基づく公的機関の利用とは、国、地方公共団体、国立研究開発法人森林研究・整備機構、森林整備法人その他の農林水産省令で定める者による利用をいう。
なお、法第9条第2項第4号の事業は、国及び地方公共団体の利用に限る。
- 2 森林組合法第9条第9項に基づく一体として整備させる組合員以外の者の利用とは、組合員所有森林と一体として整備することが必要と認められる森林に係る森林所有者以外の者による利用をいう。
- 3 公的機関の利用の範囲の欄には、当該利用を行った公的機関のうち、その利用分量の多い主な公的機関の利用の内容を記載すること。

ア 販売事業

利用区分	受託販売		買取販売		計	
	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)
員内						
員外						
法第9条第9項 に基づく公的機 関の利用						
公的機関の 利用の範囲						
法第9条第9項 に基づく一体と して整備させる 組合員以外の者 の利用						
合 計						

(注) 事業報告に記載している金額等の内訳を記入する。また、金額計は一致させること。

イ 林産事業

利用区分	受託林産			買取林産			計		
	数 量		金額 (千円)	数 量		金額 (千円)	数 量		金額 (千円)
	面積 (ha)	材積 (m ³)		面積 (ha)	材積 (m ³)		面積 (ha)	材積 (m ³)	
員内									
員外									
法第9条第9項 に基づく公的機 関の利用									
公的機関の 利用の範囲									
法第9条第9項 に基づく一体と して整備させる 組合員以外の者 の利用									
合 計									

ウ 加工事業

利用区分	受 託 加 工		買 取 加 工		計	
	数量	金 額 (千円)	数量	金 額 (千円)	数量	金 額 (千円)
員 内						
員 外						
法第 9 条第 9 項に基づく公的機関の利用						
公的機関の利用の範囲						
法第 9 条第 9 項に基づく一体として整備させる組合員以外の者の利用						
合 計						

エ 森林整備事業

利用区分	数 量	金 額 (千円)
員 内		
員 外		
法第 9 条第 9 項に基づく公的機関の利用		
公的機関の利用の範囲		
法第 9 条第 9 項に基づく一体として整備させる組合員以外の者の利用		
合 計		

オ 利用事業

利用区分	金 額 (千円)
員 内	
員 外	
法第 9 条第 9 項に基づく公的機関の利用	
公的機関の利用の範囲	
法第 9 条第 9 項に基づく一体として整備させる組合員以外の者の利用	
合 計	

(4) 自己資本の基準の状況

(単位：千円，％)

項 目	金額又は比率
自己資本の額 ①	
有形固定資産の額（減価償却累計額を除く。）及び無形固定資産の額の合計額 ②	
固定資産取得又は拡充のためにした借入金（借入期間が1年を超えるものについては、数回にわたって定期に返済する契約のあるものに限る。）の残額で返済期限の到来しないもの ③	
規制対象固定資産の額 ④（＝②－③）	
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。） ⑤	
うち森林組合連合会への払込済出資金 ⑥	
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑦	
規制対象外部出資の額 ⑧（＝⑤－⑥－⑦）	
自己資本不足額 ⑨（＝④＋⑧－①）	
比率 ⑩（＝ $\{① / (④ + ⑧)\} \times 100$ ）	

(注) 1 森林組合財務処理基準令（昭和53年政令第287号）第2条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載する。

2 「自己資本の額」欄は、同令第1条第2項に規定する自己資本の額（払込済出資金、回転出資金及び準備金（準備金、積立金その他名称のいかんを問わず、剰余金のうちから積み立てられたものであって資本勘定に属するものをいう。）の額の合計額（繰越損失金がある場合には、その額を控除した額）を記載する。

3 基準（① $\geq$ ④＋⑧）を満たしている場合は、自己資本不足額⑨が負の値となり、比率⑩が100％以上となる。基準を満たしていない場合は、自己資本不足額⑨が正の値となり、比率⑩が100％を下回る。

(5) 高性能林業機械等の保有等の状況

機 種 名	規格・形式	取得年	耐用年数	稼働日数 (時間)	備 考

(注) 高性能林業機械等とは、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フォワーダ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フェラバンチャ、グラップルソー、集材機とする。
レンタル、リースにより高性能林業機械を使用している場合は、備考欄にその期間を記載する。

(6) 施業集約化の実施状況

地 区	人 数 (人)	区域面積 (h a)	当年度実行量	
			搬出材積 (m ³)	造林面積 (h a)
合 計				

(注) 森林組合からの提案等により集約化した区域内の地区ごとの当年度の実行面積等を記載し、造林面積は、新植、下刈、除伐、保育間伐の面積を合計して記載する。

(7) 森林経営計画の作成状況

地 区 名	計画面積 (h a)	計 画 期 間

(注) 作成した森林経営計画ごとに記入する。

また、地区名は森林経営計画区域の代表的な地区名を記入する。計画期間は計画始期と計画終期の年月日を記入する。

(8) 提案型集約化施業の実績（私有林に係る施業集約化の収支の全体像）

ア ソフト事業（森林整備地域活動支援交付金等に係る収支）

（単位：千円）

区 分	金 額	事 業 区 分 別 内 訳							
		森 林 経 営 計 作	林 営 画 成	金 額	集 約 化 促 進	金 額	作 業 路 網 の 改 良 活 動	金 額	森 林 境 界 明 確 化 等 そ の 他 の ソ フ ト 事 業
所 有 者 か ら の 収 入									
交 付 金 等 （ 都 道 府 県 ・ 市 町 村 単 独 事 業 を 含 む 。 ）									
収 入 計									
支 出 ①事業費 ②管理費									

- （注） 1 森林整備地域活動支援交付金の実施結果報告書等をベースとして集計する。
 2 森林経営計画作成、集約化の促進等の事業区分ごとの分類が難しい場合は、全体の金額のみを記入する。
 3 森林所有者からの収入には、諸手数料、負担金、その他を記入する。
 4 交付金等には、森林整備地域活動支援交付金（都道府県・市町村上乗せ分込み。）を記入する。また、支援交付金に類する都道府県・市町村単独事業で記載可能な場合は記入する。
 5 費用は、事業費、管理費に区分することとするが、これが困難な場合は、事業費に総額を記入する。
 6 事業費、管理費の区分は、直接費、間接費でも可とする。

イ ハード事業（森林環境保全直接支援事業等に係る収支）

（単位：千円）

区 分		金 額	事業区分別内訳				左記 以外 の 施 業	金 額
			間伐	金 額	森 林 作 業 道	金 額		
所有者の収入	木材売上							
	補助金等							
	内訳	森林環境保全 直接支援事業 補助金						
		その他補助金 （上乘せ分）						
		都道府県・市 町村単独事業 等						
	計							
所有者の支出	事業費							
	内訳	直接事業費						
		諸経費						
		受託手数料						
		その他						
	販売費							
	内訳	運賃						
		販売手数料						
		市場手数料						
		その他						
	計							
所有者からの負担金								
所有者への還元金								

- （注） 1 間伐、森林作業道開設等の事業区分ごとの分類が難しい場合は、全体の合計金額のみを記入する。
 2 各科目（収入及び支出の計上欄）の区分は大括りとしたが、提案型集約化施業「完了報告書」・その他精算書等をベースにより詳細な記入区分が可能な場合は、それに基づき記入する。
 3 木材売上は、提案型集約化施業「完了報告書」、その他精算書を合計し転記する。
 4 補助金等は、森林環境保全直接支援事業補助金、都道府県・市町村上乘せ分、都道府県・市町村単独事業等とし、提案型集約化施業「完了報告書」を合計し転記する。
 5 事業費は、直接事業費、諸経費、手数料、消費税、その他に区分し、提案型集約化施業「完了報告書」やその他精算書を合計し転記する。ただし、提案型集約化施業を未実施で、その内訳の記入が難しい場合は、事業費に総額を記入する。
 6 販売費は、運賃、販売手数料、市場手数料、その他に区分し、提案型集約化施業「完了報告書」を合計し転記する。ただし、提案型集約化施業を未実施で、その内訳の記入が難しい場合は、販売費に総額を記入する。
 7 所有者からの負担金は、完了報告書の負担額の合計額を転記する。
 8 所有者への還元金は、完了報告書の還元額の合計を転記する。

【参照：課長通知】

2. 「VI 附属明細書」の「第2 事業報告に関する事項」の「(6) 提案型集約化施策の実績(私有林に係る施策集約化の収支の全体像)」の記載について
- (1) 収入・支出の区分は、別添の経費区分表を参考に記載する。
- (2) 収入・支出の区分については、別添の経費区分表に基づき、細目まで記入できるものは、細目ごとに記入するが、できない場合は合計金額を記入する。
- なお、この経費区分表は、「提案型集約化施策の実績(私有林に係る施策集約化の収支の全体像)」の記入に際し参考とされたい。決算関係書類作成における損益計算書の勘定科目表ではないことを申し添える。
- (3) 「イ ハード事業(森林環境保全直接支援事業等に係る収支)」の所有者からの負担金、所有者への還元金については、森林所有者が不利益を被るおそれがある等、合理的な理由がある場合においては、地域の実情を踏まえつつ、記載の有無を判断する。

【参照：課長通知】

(別 添)

【経費区分表】

この経費区分表は、「提案型集約化施策の実績(私有林に係る施策集約化の収支の全体像)」の記入に際して、参考としてもらうものであり、損益計算書の勘定科目表ではない。

提案型集約化施策(私有林に係る施策集約化の収支の全体像)

1 森林経営計画作成(ソフト事業)

大区分	中区分	小区分	説 明
所有者からの収入		森林整備地域活動支援交付金代理申請事務手数料	森林整備地域活動支援交付金の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
		森林経営計画作成受託手数料	受託による森林経営計画作成に係る手数料を処理する。
		森林経営計画作成請負収入	請負による森林経営計画作成に係る請負収入を処理する。
		組合員負担金	組合員負担金の収入を処理する。
		その他収益	上記以外の収入を処理する。
交付金等		森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金(都道府県・市町村上乗せ分を含む。)
		その他補助金	森林整備地域活動支援交付金以外のソフト事業に対する都道府県・市町村等補助金による収入を処理する。
支出	事業費(直接費)	人件費	人件費・労務賃金の費用を処理する。
		旅費	旅費の費用を処理する。
		会議費	会場借上等会議に要した費用を処理する。
		資材費	資材の購入費及び運賃の費用を処理する。
		機械器具費	機械・器具購入、借料、修繕、製作、機械器具の貸与する際の等の費用を処理する。
		燃料費	機械等の燃料費を処理する。
		通信運搬費	郵便料、運搬等の経費を処理する。
		備品費	事務器機、通信器機等の経費を処理する。
		消耗品費	書籍、各種文房具等の経費を処理する。
		その他経費	上記以外の経費を処理する。
	管理費(間接費)		管理部門に要した経費及び当該経費として合理的な方法で計算されたものを処理する。

(注) 支出には、合理的な方法により計算された一般管理費を含む。

2 集約化の促進（ソフト事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
所有者からの収入		森林整備地域活動支援交付金代理申請事務手数料	森林整備地域活動支援交付金の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
		集約化活動受託手数料	受託による集約化活動に係る手数料を処理する。
		集約化活動請負収入	請負による集約化活動に係る請負収入を処理する。
		組合員負担金	組合員負担金の収入を処理する。
		その他収益	上記以外の収入を処理する。
交付金等		森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金（都道府県・市町村上乗せ分を含む。）。
		その他補助金	森林整備地域活動支援交付金以外のソフト事業に対する都道府県・市町村等補助金による収入を処理する。
支出	事業費（直接費）	人件費	人件費・労務賃金の費用を処理する。
		旅費	旅費の費用を処理する。
		会議費	会場借上等会議に要した費用を処理する。
		資材費	資材の購入費及び運賃の費用を処理する。
		機械器具費	機械・器具購入、借料、修繕、製作、機械器具の貸与する際の等の費用を処理する。
		燃料費	機械等の燃料費を処理する。
		通信運搬費	郵便料、運搬等の経費を処理する。
		備品費	事務器機、通信器機等の経費を処理する。
		消耗品費	書籍、各種文房具等の経費を処理する。
		その他経費	上記以外の直接経費を処理する。
	管理費（間接費）		管理部門に要した経費及び当該経費として合理的な方法で計算されたものを処理する。

（注）支出には、合理的な方法により計算された一般管理費を含む。

3 作業路網の改良活動等（ソフト事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
所有者からの収入		森林整備地域活動支援交付金代理申請事務手数料	森林整備地域活動支援交付金の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
		作業路網の改良活動受託手数料	受託による作業路網の改良活動に係る手数料を処理する。
		作業路網の改良活動請負収入	請負による作業路網の改良活動に係る請負収入を処理する。
		組合員負担金	組合員負担金の収入を処理する。
		その他収益	上記以外の収入を処理する。
交付金等		森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金（都道府県・市町村上乗せ分を含む。）。
		その他補助金	森林整備地域活動支援交付金以外のソフト事業に対する都道府県・市町村等補助金による収入を処理する。
支出	事業費（直接費）	人件費	人件費・労務賃金の費用を処理する。
		旅費	旅費の費用を処理する。
		会議費	会場借上等会議に要した費用を処理する。
		資材費	資材の購入費及び運賃の費用を処理する。
		機械器具費	機械・器具購入、借料、修繕、製作、機械器具の貸与する際の等の費用を処理する。
		燃料費	機械等の燃料費を処理する。
		通信運搬費	郵便料、運搬等の経費を処理する。
		備品費	事務器機、通信器機等の経費を処理する。
		消耗品費	書籍、各種文房具等の経費を処理する。

	その他経費	上記以外の経費を処理する。
管理費 (間接費)		管理部門に要した経費及び当該経費として合理的な方法で計算されたものを処理する。

(注) 支出には、合理的な方法により計算された一般管理費を含む。

4 間伐（ハード事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
収入等	木材売上 補助金等	森林環境保全直接支援事業補助金	間伐による収入を処理する。
		その他補助金 (上乗せ分)	森林環境保全直接支援事業の補助金収入を処理する。
		都道府県・市町村単 独事業等	都道府県・市町村の上乗せ分を処理する。
支出	事業費	直接事業費 労務費	都道府県・市町村単独事業分を処理する。 ※ また、その他収入があった場合に処理する。
		資材費	事業の実行に直接必要な労務賃金・人件費（日当、通勤手当、現場手当、賞与）を処理する。
		機械経費	事業の実行に直接必要な間伐、燃料、消耗機材等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等を処理する。
		(共通仮設費) 運搬費	事業の実行に直接必要な機械器具、車両等の損料等を処理する。
		準備費	事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用を処理する。（機械経費及び材料費で支弁すべきものは除く。）（重機の回送費等）
		安全費	事業の実行に必要な準備等及び後片付けに要する費用を処理する。
		役務費	事業の実行に必要な安全対策等に要する費用を処理する。（安全旗、保安帽、防振手袋、安全靴等）
		営繕費	土地の借上げ等に関する費用、電力、用水等の基本料金、そのほか施業上必要な役務等に要する費用
		測量設計費	現場事務所等の営繕に関する費用、労働者宿舍の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、監督官事務所、監督官宿舍の営繕に要する費用、火薬庫、加工品庫の営繕に要する費用、労働者の輸送に要する費用、工事監督に必要な車両及び船艇に要する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、そのほか施業上必要な営繕等に要する費用
		諸経費 (現場管理費) 労務管理費	事業を実施するために必要な測量、備品等の経費を処理する。
		安全訓練費等	現場労働者に係る次の費用を処理する。 A 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当含む。） B 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 C 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用品及び作業用被服の費用 D 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 E 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
		租税公課	A 現場労働者の安全・衛生に要する費用を処理する。 B 研修訓練等に要する費用を処理する。 (安全訓練費、安全大会、安全教育、災害対策訓練費、等)
		保険料	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課を処理する。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
		従業員給料 手当	自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料を処理する。
		退職金 退職給付 引当金	現場作業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。）
		福利厚生費	現場従業員に係る退職金を処理する。 退職給付引当金繰入額を処理する。
		事務用品費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利、厚生、健康診断、文化活動等に要する費用を処理する。
		通信交通費 (社会保険料等)	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入等の費用を処理する。

		委託手数料 森林環境直接 支援事業代理 申請事務手数料 事業実行手数料 販売手数料 その他	金 共 済 制 度（中退共）の掛金を処理する。 森林環境直接支援事業の代理申請事務の取扱手数料を処理する。 間伐の実行に係る手数料を処理する。 間伐材の販売に係る手数料を処理する。 上記以外の経費を処理する。
	販売費	運賃 販売手数料 市場手数料 その他	間伐材等の運賃を処理する。 販売に係る手数料を処理する。 販売に係る市場手数料を処理する。 上記以外の販売費を処理する。
所有者からの負担金			森林所有者からの負担金を処理する。
所有者への還元金			森林所有者への還元金を処理する。

5 森林作業道（ハード事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
収入等	木材売上 補助金等	森林環境保全直接支 援事業補助金	支障木等販売による収入を処理する。 森林環境保全直接支援事業の補助金収入を処理する。
		その他補助金 （上乗せ分）	都道府県・市町村の上乗せ分を処理する。
		都道府県・市町村単 独事業等	都道府県・市町村単独事業分を処理する。 ※ また、その他収入があった場合に処理する。
支出	事業費	直接事業費 労務費	事業の実行に直接必要な労務賃金・人件費（日当、通勤手当、現 場手当、賞与）を処理する。
		資材費	事業の実行に直接必要な間伐、燃料、消耗機材等の購入費及びこ れらの運賃、荷造費等を処理する。
		機械経費	事業の実行に直接必要な機械器具、車両等の損料等を処理する。
		（共通仮設費） 運搬費	事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における 移動に要する費用を処理する。（機械経費及び材料費で支弁すべき ものは除く。）（重機の回送費等）
		準備費	事業の実行に必要な準備等及び後片付けに要する費用を処理する 。
		安全費	事業の実行に必要な安全対策等に要する費用を処理する。（安全 旗、保安帽、防振手袋、安全靴等）
		役務費	土地の借上げ等に関する費用、電力、用水等の基本料金、そのほ か施業上必要な役務等に要する費用
		営繕費	現場事務所等の営繕に関する費用、労働者宿舍の営繕に要する費 用、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、監督官事務所、監督 官宿舍の営繕に要する費用、火薬庫、加工品庫の営繕に要する費用 、労働者の輸送に要する費用、工事監督に必要な車両及び船艇に要 する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、そのほか 施業上必要な営繕等に要する費用
		測量設計費	事業を実施するために必要な測量、備品等の経費を処理する。
		諸経費 （現場管理費） 労務管理費	現場労働者に係る次の費用を処理する。 A 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当含む。） B 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 C 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用品及び作業用被 服の費用 D 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 E 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
		安全訓練費等	A 現場労働者の安全・衛生に要する費用を処理する。 B 研修訓練等に要する費用を処理する。 （安全訓練費、安全大会、安全教育、災害対策訓練費 等）
		租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課を処理する。た だし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。）
		保険料	自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工 事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保 険の保険料を処理する。
		従業員給料 手当	現場作業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において 間接的に事業実行に従事する者をいう。）の給料、諸手当（危険手 当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される 派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含 まれる現場従業員の給料等を除く。）
		退職金 退職給付 引当金	現場従業員に係る退職金を処理する。 退職給付引当金繰入額を処理する。

		福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利、厚生、健康診断、文化活動等に要する費用を処理する。
		事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入等の費用を処理する。
		通信交通費 (社会保険料等)	通信費、交通費及び旅費を処理する。 現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労働保険の特別加入制度に係る保険料を含む。）並びに退職金共済制度（林業退職金共済制度（林退共）、建設業退職金共済制度（建退共）、中小企業退職金共済制度（中退共））の掛金を処理する。
		委託手数料 森林環境直接 支援事業代理 申請事務手数料	森林環境直接支援事業の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
		事業実行手数料	間伐の実行に係る手数料を処理する。
		販売手数料	間伐材の販売に係る手数料を処理する。
		その他	上記以外の経費を処理する。
		販売費	運賃
	販売手数料		販売に係る手数料を処理する。
	市場手数料		販売に係る市場手数料を処理する。
	その他		上記以外の販売費を処理する。
	所有者からの負担金		
所有者への還元金			森林所有者への還元金を処理する。

6 間伐・森林作業道以外の事業（ハード事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
収入等	木材売上 補助金等	森林環境保全直接支援事業補助金 その他補助金 (上乗せ分)	木材販売による収入を処理する。 森林環境保全直接支援事業の補助金収入を処理する。
		都道府県・市町村単 独事業等	都道府県・市町村単独事業分を処理する。 ※ また、その他収入があった場合に処理する。
支出	事業費	直接事業費 労務費	事業の実行に直接必要な労務賃金・人件費（日当、通勤手当、現場手当、賞与）を処理する。
		資材費	事業の実行に直接必要な間伐、燃料、消耗機材等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等を処理する。
		機械経費	事業の実行に直接必要な機械器具、車両等の損料等を処理する。
		(共通仮設費) 運搬費	事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用を処理する。（機械経費及び材料費で支弁すべきものは除く。）（重機の回送費等）
		準備費	事業の実行に必要な準備等及び後片付けに要する費用を処理する。
		安全費	事業の実行に必要な安全対策等に要する費用を処理する。（安全旗、保安帽、防振手袋、安全靴等）
		役務費	土地の借上げ等に関する費用、電力、用水等の基本料金、そのほか施業上必要な役務等に要する費用
		営繕費	現場事務所等の営繕に関する費用、労働者宿舍の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、監督官事務所、監督官宿舍の営繕に要する費用、火薬庫、加工品庫の営繕に要する費用、労働者の輸送に要する費用、工事監督に必要な車両及び船艇に要する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、そのほか施業上必要な営繕等に要する費用
		測量設計費	事業を実施するために必要な測量、備品等の経費を処理する。
		諸経費 (現場管理費) 労務管理費	現場労働者に係る次の費用を処理する。 A 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当含む。） B 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 C 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用品及び作業用被服の費用 D 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 E 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

		安全訓練費等	A 現場労働者の安全・衛生に要する費用を処理する。 B 研修訓練等に要する費用を処理する。 (安全訓練費、安全大会、安全教育、災害対策訓練費等)
		租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課を処理する。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
		保険料	自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く。)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料を処理する。
		従業員給料 手当	現場作業員(現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。)の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び賞与(本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。)
		退職金	現場従業員に係る退職金を処理する。
		退職給付 引当金	退職給付引当金繰入額を処理する。
		福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利、厚生、健康診断、文化活動等に要する費用を処理する。
		事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入等の費用を処理する。
		通信交通費	通信費、交通費及び旅費を処理する。
		(社会保険料等)	現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分(労働保険の特別加入制度に係る保険料を含む。)並びに退職金共済制度(林業退職金共済制度(林退共)、建設業退職金共済制度(建退共)、中小企業退職金共済制度(中退共))の掛金を処理する。
		委託手数料 森林環境直接 支援事業代理 申請事務手数料	森林環境直接支援事業の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
		事業実行手数料	間伐の実行に係る手数料を処理する。
		販売手数料	間伐材の販売に係る手数料を処理する。
		その他	上記以外の経費を処理する。
	販売費	運賃	運賃を処理する。 (支障木販売等があった場合。以下その他まで同じ。)
		販売手数料	販売に係る手数料を処理する。
		市場手数料	販売に係る市場手数料を処理する。
		その他	上記以外の販売費を処理する。
所有者からの負担金		森林所有者からの負担金を処理する。	
所有者への還元金		森林所有者への還元金を処理する。	

(9) 森林経営管理実施権の設定状況

市町村名	設定実績 (ha)	販売収益から留保している再造林・保育に要する経費					
		前期末		当期増加	当期減少	当期末	
		森林所有者数	残高 (円)	金額 (円)	金額 (円)	森林所有者数	残高 (円)
合計							

- (注) 1 市町村ごとに記載する。
 2 設定実績は、当期末時点において市町村から経営管理実施権が設定された森林に係る面積の計を記載する。
 3 販売収益から留保している再造林・保育に要する経費は、個別に口座を開設する等により管理することとし、市町村ごとに残高等を記載する。
 4 森林所有者数は、留保している再造林・保育に要する経費に係る森林所有者の数を記載する。
 5 当期末残高合計を証明する書類の写しをこの「VI附属明細書」の末尾に添付する。

(10) 経営指標等

- ① 手数料（造林受託手数料、販売手数料等）
- ② 生産性
- ③ 効率性
- ④ 経営分析指標

【参照：課長通知】

4. 「第2事業報告に関する事項」の「(7) 経営指標等」について

(1) 手数料

手数料については、当該事業報告作成時の手数料を掲載する。

(2) 生産性

① 労働生産性（木材生産量／労働投下日数）

労働生産性は、直近の森林組合一斉調査で算出した林産事業の「販売高」の数量（ m^3 ）と「受託生産のみ」の数量（ m^3 ）を加えた数値を木材生産量として、また、労働投下日数（人／日）を用いて、主伐、間伐別に下記の算式により求める。

労働生産性＝木材生産量／労働投下日数（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）

なお、森林組合等が独自に算出する場合はその根拠を示して記載することができる。

② コスト（事業費／材積）

コストは、森林組合等が林産事業について、日頃の集計しているデータに基づいて算出する。

なお、その算出根拠を示すものとする。

(3) 効率性（収益性）

効率性は、直近の森林組合一斉調査で算出した事業総利益（事業利益）と職員数（専従職員数と組合雇用労働者を加えた数）を用いて、下記の算式により求める。

効率性（収益性）＝事業総利益／職員数（専従職員数＋組合雇用労働者）

なお、森林組合等が独自に算出する場合はその根拠を示して記載することができる。

(4) 経営分析指標

① 自己資本対経常利益率

自己資本対経常利益率は、損益計算書の経常利益、貸借対照表の資本と剰余金を加えたものを自己資本として用いて、下記の算式により求める。

自己資本対経常利益率＝経常利益／自己資本×100

なお、自己資本対経常利益率は、自己資本によってどれだけの利益を上げたかをみるもので、この比率が高い程組合の収益性が良いことを示すものである。

② 流動比率

流動比率は、貸借対照表の流動資産（ただし、組合資金以外の短期借入金を除く。）と流動負債

(ただし、組合資金以外の短期借入金を除く。)を用いて、下記の算式により求める。

流動比率＝流動資産（組合資金以外の短期借入金を除く。）／流動負債（組合資金以外の短期借入金を除く。）×100

なお、流動比率は、一年以内の借入金等とこれらを返済するのに必要な財源とを比較する比率で、この比率が大きい程返済能力があり組合運営の安全性が高いことを示すものであり、130～150％が普通で、170％以上が良好であるとされている。

③ 人件費率

人件費率は、損益計算書の人件費総額、事業総利益を用いて、下記の算式により求める。

人件費率＝人件費総額／事業総利益×100

なお、人件比率は、組合運営の財源たる収益によって人件費をどの程度賄っているかを示すもので、低い方が良いとされている。

④ 固定比率

固定比率は、貸借対照表の固定資産（ただし、組合資金以外の長期借入金を除く。）、貸借対照表の資本と剰余金を加えたものを自己資本として用いて、下記の算式により求める。

固定比率＝固定資産（組合資金以外の長期借入金を除く。）／自己資本×100

なお、固定比率は、共同利用施設たる土地、建物、設備等の固定資産がどの程度自己資本によって賄われているかを示す比率で、この比率の高さは組合運営の財務基盤の強弱を示すものである。100％以下が望ましいとされている。

⑤ 事業管理費率

事業管理費率は、貸借対照表の事業管理費、事業総利益を用いて下記の算式により求める。

事業管理費率＝事業管理費／事業総利益×100

なお、事業管理費率は、組合運営の財源たる収益によって事業管理費をどの程度賄っているかを示すもので、低い方が良いとされている。

(5) (1)～(4)の経営指標等については、森林組合の判断により記載することを選択できる。

(11) その他の重要な事項

VII 事業計画書

目次

- (1) 運営の基本方針
- (2) 損益及び取扱計画
- (3) 損益計画
- (4) 資金計画

(1) 運営の基本方針

区 分	説 明
総 括	
指 導 部 門	
販 売 部 門	
加 工 部 門	
森林整備部門	
共 済 部 門	
林地処分部門	
森林経営部門	
信 託 部 門	

(記載上の注意)

森林経営計画の作成計画や施業集約化の実施計画、森林組合法第9条第9項に係る公的機関の利用の範囲等を総括欄に記載すること。

(2) 損益及び取扱計画

区 分			損 益	取 扱 計 画		
				品 目	数 量	損益の算出基礎
指導部門	収益	賦 課 金	×××	面 積 割	×× ××	
		実 費 収 入	×××	計 経営案作成	×× ×× ××	
		指 導 補 助 金	×××	計 県 庁	×× ××	
		合 計	×××	計	××	
	費用	指 導 費	×××	講 習 会	×× ××	
		情 報 費	×××	計 時 報	×× ×× ××	
		経 営 案 作 成 費	×××	計 経営案作成	×× ×× ××	
		合 計	×××	計	××	
	損 益		×××			

区 分				損 益	取 扱 計 画		
					品 目	数 量	損益の算出基礎
販売部門	収益	販売等	販 売 手 数 料	×××	一 般 用 材	×× ××	
			請 負 林 産 収 入	×××	小 計 一 般 用 材	×× ×× ××	
			林 産 手 数 料	×××	小 計 一 般 用 材	×× ×× ××	
			販 売 品 売 上	×××	小 計 一 般 用 材	×× ×× ××	
			林 産 品 売 上	×××	小 計 一 般 用 材	×× ×× ××	
			販 売 雑 収 入	×××	小 計	×× ×× ××	
			計	×××	小 計	××	
		建設等	建 設 等 手 数 料	×××		××	
			建 物 完 成 工 事 高	×××	木 造 住 宅 ログハウス	×× ××	
			建 物 売 上 工 作 物 完 成 工 事 高	×××	小 計	××	
				×××	木 レ ン ガ 舗 装	×× ××	
			工 作 物 売 上 建 設 等 雑 収 入	×××	小 計	××	
				×××		××	
				×××		××	
			計	×××	小 計	××	
		合 計		×××			

区 分				損 益	取 扱 計 画				
					品 目	数 量	損益の算出基礎		
販売部門	費用	販売等	販 売 品 売 上 価 原	× × ×	一 般 用 材	× × × ×			
			請 負 林 産 原 価	× × ×	小 計 一 般 用 材	× × × ×			
			林 産 品 売 上 価 原	× × ×	小 計 一 般 用 材	× × × × × ×			
			販 売 雑 費	× × ×	小 計	× × × × × ×			
			内 部 仕 入	× × ×	小 計 一 般 用 材	× × × ×			
			計	× × ×	小 計	× ×			
			建設等	建物完成工事原価	× × ×	木 造 住 宅 ログハウス		× × × ×	
				建 物 売 上 原 価 工作物完成工事原価	× × × × × ×	小 計		× ×	
				工 作 物 売 上 原 価 建 設 等 雑 費	× × × × × ×	木 レ ン ガ 舗 装		× × × ×	
				内 部 仕 入	× × ×	小 計		× × × × × ×	
				計	× × ×	小 計		× ×	
	合 計			× × ×					
	損 益			× × ×					

区 分			損 益	取 扱 計 画		
				品 目	数 量	損益の算出基礎
加工部門	収益	加 工 手 数 料	×××	製 材 品	×× ××	
		加 工 品 売 上	×××	計 製 材 品	×× ×× ××	
		加 工 雑 収 入	×××	計	×× ××	
				計	××	
		合 計	×××			
	費用	加 工 品 売 上 原 価	×××	製 材 品	×× ××	
		内 部 仕 入	×××	計 一 般 用 材	×× ×× ××	
		加 工 雑 費	×××	計	×× ×× ××	
				計	××	
		合 計	×××			
	損 益		×××			

区 分				損 益	取 扱 計 画		
					品 目	数 量	損益の算出基礎
森林整備部門	収益	森林整備	森 林 経 営 収 入	× × ×	組合員からの請負	× × × ×	
			森林経営手数料	× × ×	小 計 組合員からの受託	× × × × × ×	
			森 林 整 備 収 入	× × ×	小 計 組合員からの請負	× × × × × ×	
			森林整備手数料	× × ×	小 計 組合員からの受託	× × × × × ×	
			治 山 工 事 収 入	× × ×	小 計 県	× × × × × ×	
			治山工事手数料	× × ×	小 計 県	× × × × × ×	
			林 道 工 事 収 入	× × ×	小 計 県 市 町 村	× × × × × ×	
			林道工事手数料	× × ×	小 計 県 市 町 村	× × × × × ×	
					小 計	× ×	
			計	× × ×			

区 分				損 益	取 扱 計 画		
					品 目	数 量	損益の算出基礎
森林整備部門	収益	利用	調 査 収 入	×××	森 林 調 査	×× ××	
			調 査 手 数 料	×××	小 計 森 林 調 査	×× ×× ××	
			利 用 料	×××	小 計 林 道	×× ×× ××	
			病虫害防除収入	×××	小 計	×× ×× ××	
			病虫害防除手数料	×××	小 計	×× ×× ××	
			保 管 料	×××	小 計	×× ×× ××	
			実 行 費 収 入	×××	小 計	×× ××	
			森林整備補助金 取 扱 手 数 料	×××	小 計	×× ××	
			支援交付金収入	×××	小 計	×× ××	
			支援交付金取扱 手 数 料	×××	小 計	×× ××	
			森林環境教育収入	×××	小 計	×× ××	
			利 用 雑 収 入	×××	小 計	×× ××	
			計	×××	小 計	××	

区 分				損 益	取 扱 計 画		
					品 目	数 量	損益の算出基礎
森林整備部門	収 益	林地供給	供給林地手数料	×××	林 地	××	
			供給林地売上	×××	小 計	××	
					林地	××	
						××	
			計	×××	小 計	××	
		福利厚生	共済保険手数料	×××		××	
			福利厚生雑収入	×××	小 計	××	
						××	
						××	
			計	×××	小 計	××	
		購買（事業物資）	事業物資購買手数料	×××	山 行 苗	××	
						××	
			養 苗 手 数 料	×××	小 計	××	
					山 行 苗	××	
						××	
			事業物資売上	×××	小 計	××	
					山 行 苗	××	
						××	
			養 苗 品 売 上	×××	小 計	××	
					山 行 苗	××	
						××	
			事業物資購買雑収入	×××	小 計	××	
						××	
						××	
			計	×××	小 計	××	

区 分				損 益	取 扱 計 画		
					品 目	数 量	損益の算出基礎
森林整備部門	収益	購買（生活物資）	生活物資購買料	×××		×× ××	
			生活物資売上	×××	小 計	×× ×× ××	
			生活物資購入 雑 収 入	×××	小 計	×× ××	
			計	×××			
		金融（事業資金）	農林漁業資金貸付利息	×××		××	
			事業資金貸付利息	×××	小 計 素材生産金	×× ×× ××	
			農林漁業資金取扱手数料	×××	小 計	×× ××	
			林業改善資金取扱手数料	×××	小 計	×× ××	
			保証手数料	×××	小 計	×× ××	
			事業資金金融雑 収 入	×××	小 計	×× ××	
	計	×××	小 計	××			
	金融（生活資金）	生活資金貸付利息	×××		×× ××		
		生活資金金融雑 収 入	×××	小 計	×× ××		
		計	×××				
		合 計	×××				

区 分				損 益	取 扱 計 画		
					品 目	数 量	損益の算出基礎
森林整備部門	費用	森林整備	森 林 経 営 費	×××	労 務 費	×× ××	
			森 林 整 備 費	×××	小 計 労 務 費	×× ×× ××	
			治 山 工 事 費	×××	小 計 労 務 費	×× ×× ××	
			林 道 工 事 費	×××	小 計 労 務 費	×× ×× ××	
			計	×××	小 計	××	
		利用	調 査 費	×××		××	
			利用施設維持費	×××	小 計 修 繕 費	×× ×× ××	
			病 害 虫 防 除 費	×××	小 計 薬 剤	×× ×× ××	
			保 管 費	×××	小 計 減価償却費	×× ×× ××	
			実 行 費	×××	小 計	×× ××	
			支援交付金費用	×××	小 計	×× ××	
			森林環境教育費	×××	小 計	×× ××	
			利 用 雑 費	×××	小 計	×× ××	
			計	×××	小 計	××	

区 分				損 益	取 扱 計 画		
					品 目	数 量	損益の算出基礎
森林整備部門	費用	林地供給	供給林地売上原価	×××	林 地	××	
					計	××	
		福利厚生	福利厚生雑費	×××		××	
					計	××	
	購買（事業物資）	事業物資	事業物資売上原価	×××	山 行 苗	××	
						××	
			養苗品売上原価	×××	小 計	××	
					山 行 苗	××	
						××	
			事業物資購買雑費	×××	小 計	××	
						××	
						××	
			計	×××	小 計	××	
	購買（生活物資）	生活物資	生活物資売上原価	×××		××	
						××	
			生活物資購買雑費	×××	小 計	××	
						××	
						××	
			計	×××	小 計	××	
	金融（事業資金）	事業資金	農林漁業貸付金借入利息	×××		××	
			事業資金借入利息	×××	小 計	××	
						××	
			事業資金金融雑費	×××	小 計	××	
						××	
						××	
			計	×××	小 計	××	

区 分				損 益	取 扱 計 画		
					品 目	数 量	損益の算出基礎
森林整備部門	費用	金融（生活資金）	生活資金借入利息	× × ×		× ×	
			生活資金金融雑費	× × ×	小 計	× ×	
						× ×	
					小 計	× ×	
		計	× × ×				
	合 計			× × ×			
損 益			× × ×				
共済部門	収益			× × ×		× ×	
					計	× ×	
		合 計		× × ×			
	費用			× × ×		× ×	
					計	× ×	
		合 計		× × ×			
損 益			× × ×				

区 分			損 益	取 扱 計 画		
				品 目	数 量	損益の算出基礎
林地処分部門	収益	宅 地 等 手 数 料	× × ×		× ×	
		宅 地 等 売 上	× × ×	計 宅 地	× × × × × ×	
		宅 地 等 造 成 収 入	× × ×	計 宅 地	× × × × × ×	
		宅 地 等 処 分 雑 収 入	× × ×	計	× × × ×	
		合 計	× × ×	計	× ×	
	費用	宅 地 等 売 上 原 価	× × ×	宅 地	× × × ×	
		宅 地 等 造 成 費	× × ×	計 宅 地	× × × × × ×	
		宅 地 等 処 分 雑 費	× × ×	計	× × × ×	
		合 計	× × ×	計	× ×	
		損 益	× × ×			

区 分			損 益	取 扱 計 画		
				品 目	数 量	損益の算出基礎
森林経営部門	収益	森 林 売 上	×××	立 木	×× ××	
		自 営 林 産 品 売 上	×××	計 一 般 用 材	×× ×× ××	
		森 林 経 営 雑 収 入	×××	計	×× ××	
		内 部 売 上	×××	計 素 材	×× ×× ××	
		合 計	×××	計	××	
	費用	森 林 売 上 原 価	×××	立 木	×× ××	
		自 営 林 産 品 売 上 原 価	×××	計 一 般 用 材	×× ×× ××	
		森 林 経 営 雑 費	×××	計	×× ××	
		合 計	×××	計	××	
		損 益	×××			

区 分			損 益	取 扱 計 画		
				品 目	数 量	損益の算出基礎
信託部門	収益	信 託 手 数 料	× × ×		× × × ×	
				計	× ×	
		合 計	× × ×			
	費用		× × ×		× × × ×	
				計	× ×	
		合 計	× × ×			
	損 益		× × ×			
総計	収 益	× × ×				
	費 用	× × ×				
事業総利益 (事業総損失)						× × ×

(3) 損益計画

(年 月 日から 年 月 日まで)

科 目	小 計	合 計	事 業 区 分								
			一 般 事 業					共済事業	林地処分 事 業	森林経営 事 業	信託事業
			計	指 導	販 売	加 工	森林整備				
I 事業総損益											
1 事業総収益	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
2 事業総費用	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
事業総利益 (事業総損失)			×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 事業損益											
1 人件費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
2 旅費・交通費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3 事務費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
4 業務費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
5 諸税負担金	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
6 施設費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
7 雑費	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
事業管理費計		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
事業利益 (事業損失)		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
III 経常損益											
1 事業外収益	×××		×××					×××	×××	×××	×××
2 事業外費用	×××		×××					×××	×××	×××	×××
事業外損益		×××	×××					×××	×××	×××	×××
経常利益 (経常損失)		×××	×××					×××	×××	×××	×××
IV 特別損益											
1 特別利益	×××		×××					×××	×××	×××	×××
2 特別損失	×××		×××					×××	×××	×××	×××
特別損益		×××	×××					×××	×××	×××	×××
税引前当期利益 (税引前当期損失)		×××	×××					×××	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税額		×××									
法人税等調整額		×××									
当期剰余金 (当期損失金)		×××						(×××)	(×××)	(×××)	(×××)
前期繰越剰余金 (前期繰越損失金)		×××						(×××)	(×××)	(×××)	(×××)
〇〇積立金取崩額 (目的内)		×××									
当期末処分剰余金 (当期末処理損失金)		×××						(×××)	(×××)	(×××)	(×××)

(注) 1. 重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

- (1) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (3) 子会社との取引高の総額
- (4) 前期繰越剰余金のうち、森林組合法 68 条第 4 項に定める繰越金の額
- (5) 以上のほか、損益の状況を正確に判断するために必要な事項

2. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(4) 資金計画

項 目		金 額 (千円)
I 事業活動に伴う収支	収入	1 事業収入
		2 事業外収入
		小 計 (A)
	支出	3 固定資産売却等収入
		(1)有形固定資産売却
		(2)投資有価証券売却
		(3)貸付金回収
		(4)補助金
		(5)その他
		小 計 (B)
	収入合計 (C=A+B)	
	支出	1 事業支出
		(1)原材料、販売品等仕入
		(2)事業経費
		2 事業管理支出
		(1)人件費
		(2)その他
		3 事業外支出
		小 計 (D)
		4 固定資産取得等支出
		(1)有形固定資産取得
		(2)投資有価証券取得
		(3)貸付金
		(4)その他
		小 計 (E)
		5 決算支出等
		(1)配当金
		(2)法人税等
		(3)その他
		小 計 (F)
	支出合計 (G=D+E+F)	
	事業収支戻 (H=C-G)	

項 目		金 額 (千円)
II 資金調達活動に伴う収支	収入	1 短期借入金
		2 割引手形
		3 長期借入金
		4 増資
		5 その他
	収入合計 (I)	
	支出	1 短期借入金返済
		2 長期借入金返済
		3 その他
	支出合計 (J)	
	資金調達収支戻 (K=I-J)	
III 総合資金収支戻 (L=H+K)		
IV 期首資金有高 (M)		
V 期末資金有高 (N=L+M)		

(注) 期首、期末資金有高の内訳

項 目	期 首 (千円)	期 末 (千円)
現金及び預金	××	××
短期所有有価証券	××	××
合 計	××	××

第2 生産森林組合の決算関係書類及び事業計画書様式

目 次

監事の意見書	100
I 事業報告	101
第1 組合の運営組織の状況に関する事項	101
(1) 総括事項	101
(2) 庶務事項	101
(3) 総会	101
(4) 総代会	102
(5) 理事会	102
(6) 監査	102
(7) 役職員	102
(8) 組合員及び出資金	103
第2 事業活動の概況に関する事項	104
(1) 経営森林の状況	104
(2) 育林	104
(3) 販売	105
(4) 労務	105
II 貸借対照表	106
付表 棚卸資産明細表	109
III 損益計算書	110
損益計算書の明細	111
1 事業総損益	111
2 事業管理費	111
3 事業外損益	112
4 特別損益	112
付表1 売上原価明細表	112
付表2 生産原価明細表	112
付表3 減価償却明細表	113
IV 剰余金処分案（損失処理案）	114
V 事業計画書	115
(1) 運営の基本方針	115
(2) 販売計画	115
(3) 育林計画	116
(4) 労務計画	116
(5) 損益計画	117
(6) 資金計画	118

写

監事の意見書

森林組合法第 98 条の 9 第 3 項の規定により、 年 月 日理事から
提出された 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案（損
失処理案）の各事項について監査しました。

その内容は、

年 月 日

〇〇〇生産森林組合
監事
監事

（注）日付は、総会（総代会）日の以前で、監査を終わり理事に回付した日とする。

I 事 業 報 告
(年 月 日から 年 月 日まで)

第1 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総括事項

(2) 庶務事項

年 月 日	事 項

(注) 登記、人事異動、主たる会議等重要な事項を簡明に記載する。ただし、下表3～6に記載する事項を除く。

(3) 総会

通常・臨時 の 別	開 催 日 時	組合員数	組合員の出席者数				出 席 率
			実出席 員 数	代理出席 員 数	書面決議 員 数	計	
	年 月 日	人	人	人	人	人	%
	議 事 及 び 決 議 事 項						

(注) 組合員数は、総会の開催日現在とする。

(4) 総代会

通常・臨時の別	開 催 日 日 月 年	組 合 員 数	総 代 定 員	総 代 現 在 数	総 代 出 席 者 数				総 代 の 出 席 率
					本 人	代 理 人	書 面	計	
	年 月 日	人	人	人	人	人	人	人	%
	議 事 及 び 決 議 事 項								

(注) 組合員数、総代定数及び総代現在数は、総代会の開催日現在とする。

(5) 理事会

開催年月日	出席者数	議事及び決議事項
	人	

(6) 監査

実施年月日	監査に従事した 監 事 名	監査の範囲	主 な 指 摘 事 項

(7) 役職員

区 分	役 員			職 員		常用人
	常 勤 理 事	非常勤理事	監 事	専 任	兼 任	
前 期 末 現 在	人	人	人	人	人	人
当期就任(採用)						
当期辞任(退職)						
当 期 末 現 在						

(注) 専任とはその身分が組合職員である者、兼任とはその身分が市町村職員、農協職員等でありながら組合の業務に常時又は随時従事している者である。

(8) 組合員及び出資金

区 分	組合員数	出 資 金				
		出資口数	出資金総額			払込済出資金額
			金銭出資	現物出資	計	
前 期 末 現 在	人	口	円	円	円	円
当 期 増 加						
当 期 減 少						
当 期 末 現 在						

第2 事業活動の概況に関する事項

(1) 経営森林の状況

(単位：h a)

区 分	経 営 森 林 面 積						委託	計
	直 営		共 同 経 営					
	所有権に よるもの	地上権、賃借権 等によるもの	分収林	分 収 造 林	その他			
前 期 末 現 在 当 期 増 加 当 期 減 少 当 期 末 現 在								

(注) 1 分収林については、分収林特別措置法に基づく分収林契約等において、組合が造林者又は育林者となっている場合に記載する。

2 分収造林は、国有林野の管理経営に関する法律によるものである。

3 委託は森林組合法第93条第2項第3号に基づき、委託を受けて行う森林の経営によるものである。

(2) 育林

区 分		面 積	費 用			
			材料費	労務費	その他	計
更 新	植 栽 の 他	h a	千円	千円	千円	千円
保 育	補 植 下 刈 枝 打 除					
合 計						

(注) 委託によるものは、面積を括弧で内書する。

(3) 販売

区 分		主 伐		間 伐		計	
		数量	売上高	数量	売上高	数量	売上高
立 木			千円		千円		千円
木材	一 般 用 材 パルプ用材 杭 木 枕 木 チップ原木 薪 小 計						
チ ャ ッ プ 木 炭 環 境 緑 化 木 食 用 き の こ 農 産 物							
合 計							

(注) 委託によるものは、数量を括弧で内書する。

(4) 労務

区 分		育 林		販 売			そ の 他		管 理		計
		更新	保育	立木	木材	その他			外業	内業	
員内	実人員 延人員 出役給										
員外	実人員 延人員 人夫給										
計	実人員 延人員 労務費										

(注) 1 請負事業等で実績数値の把握できないものについては、標準工期から推算して記載する。

2 従事分量配当の基礎となる延人員については、() 書きで別書きする。

Ⅱ 貸 借 対 照 表
(年 月 日現在)

科 目	内 訳	小 計	合 計	科 目	内 訳	小 計	合 計
【資産の部】				【負債の部】			
流動資産				流動負債			
1 現金		×××		1 支払手形		×××	
2 預金		×××		2 買掛金		×××	
3 受取手形	×××			3 短期借入金		×××	
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××		4 未払い金		×××	
4 売掛金	×××			5 未払法人税等		×××	
貸倒引当金	×××			6 前受金		×××	
債権償却特別勘定	<u>×××</u>	×××		7 預り金		×××	
5 未収金	×××			8 借受金		×××	
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××		9 賞与引当金		×××	
6 有価証券	×××			10 雑負債			
7 棚卸資産		×××		(1) 未払費用	×××	×××	
8 前渡金		×××		(2) 前受収益	×××		
9 立替金		×××		(3) ……	×××		
10 差入有価証券		×××					
11 仮払金		×××		流動負債合計			×××
12 雑資金							
(1) 前払費用	×××						
(2) 未収収益	×××						
(3) 農林漁業資金預け金	<u>×××</u>	<u>×××</u>					
流動資産合計			×××				
固定資産				固定負債			
有形固定資産				1 長期借入金			
1 森林		×××		2 農林漁業資金借入金		×××	
2 種苗		×××		(1) 造林資金	×××		

科 目	内 訳	小 計	合 計
3 土地		×××	
4 建物	×××		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
5 構築物	×××		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
6 機械装置	×××		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
7 車両運搬具	×××		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
8 工作器具備品	×××		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
有形固定資産合計		×××	
無形固定資産			
1 地上権		×××	
2 電話加入権		<u>×××</u>	
無形固定資産合計		×××	
外部出資			
1 系統出資金	×××		
未払込出資金	<u>×××</u>	×××	
2 系統外部出資金	×××		
未払込出資金	<u>×××</u>	<u>×××</u>	
外部出資合計		×××	
その他の固定資産			
1 差入敷金		×××	
2 差入有価証券		×××	
3 ……………		<u>×××</u>	
その他の固定資産合計		<u>×××</u>	
固定資産合計			×××
繰延資産合計			<u>×××</u>
資産合計			<u>×××</u>

科 目	内 訳	小 計	合 計
(2) 施設借入金	<u>×××</u>	×××	
3 ……………		×××	
4 退職給与引当金		<u>×××</u>	
固定負債合計			<u>×××</u>
負債合計			<u>×××</u>
【純資産の部】			
出資金			
出資金		×××	
未払込出資金		<u>×××</u>	×××
剰余金			
1 再評価積立金		×××	
2 法定準備金		×××	
3 資本準備金		×××	
4 任意積立金		×××	
〇〇積立金			
5 当期末処分剰余金			
(当期末処理損失	×××		
金)			
(1) 当期剰余金	×××		
(当期損失金)			
(2) 前期繰越剰余金			
(前期繰越損失金)	<u>×××</u>	<u>×××</u>	
(3) 〇〇積立金取崩額			<u>×××</u>
剰余金合計			<u>×××</u>
純資産合計			<u>×××</u>
負債・純資産合計			<u>×××</u>

※純資産の部の資本準備金については、定款に定めのないときは削除する。

(注) 1. 重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。なお、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- (3) 有形固定資産について、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載した場合については、その圧縮記帳額
- (4) 消費税の会計処理の方法
- (5) 資産が担保に供されているときは、その旨
- (6) 偶発債務に関する事項
- (7) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。
- (8) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

付表 棚卸資産明細表

品 目		数 量	単 価	金 額
立 木			円	円
木材	一般用材 パルプ材 チップ原木 薪			
	小 計			
チップ炭				
林産	立 木 品 仕 掛 品			
	小 計			
環境緑化木の 食用きのこの 農産物の他				
合 計				

- (注) 1 合計金額は、貸借対照表の棚卸資産の合計金額と一致する。
2 本表の単価は、平均単価とする。

Ⅲ 損益計算書
(年 月 日から 年 月 日まで)

科 目	小 計	合 計
I 事業総損益 1 事業総収益 2 事業総費用 事業総利益（事業総損失）	 ××× <u>×××</u>	 ×××
II 事業損益 1 人件費 2 旅費・交通費 3 事務費 4 業務費 5 諸税負担金 6 施設費 7 雑費 事業管理費計 事業利益（事業損失）	 ××× ××× ××× ××× ××× ××× <u>×××</u>	 ××× <u>×××</u>
III 経常損益 1 事業外収益 2 事業外費用 事業外損益 経常利益（経常損失）	 ××× <u>×××</u>	 ××× <u>×××</u>
IV 特別損益 1 特別利益 2 特別損失 特別損益 税引前当期利益（税引前当期損失） 法人税、住民税及び事業税 当期剰余金（当期損失金） 前期繰越剰余金（前期繰越損失金） 〇〇積立金取崩額（目的内） 当期未処分剰余金（当期未処理損失金）	 ××× <u>×××</u>	 ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× <u>×××</u>

- (注) 1 重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。
- (1) 費用、収益の計上基準
- (2) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額
- (3) 以上のほか、損益の状況を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書の明細

1 事業総損益

費 用	金 額	収 益	金 額	損 益
立木売上原価 木材売上原価 〇〇売上原価 販売雑費		立木売上 木材売上 〇〇売上 販売収入 林産手数料 森林整備手数料 森林経営手数料		
合 計		合 計		

2 事業管理費

区 分	勘 定 項 目	金 額
人 件 費	役員報酬 給料手当 賞与 賞与引当金繰入 賞与引当金戻入（控除） 法定福利費 厚生費 退職給付費用	
	計	
旅費・交通費		
事 務 費	消耗品費 通信費	
	計	
業 務 費	会議費 交際費 支払手数料 広告料 運賃 調査研究費	
	計	
諸税負担金	租税公課 負担金	
	計	
施 設 費	減価償却費 地代家賃 機械等賃借料 修繕費 保険料 動力光熱費	
	計	
雑 費		
合 計		

3 事業外損益

費 用	金 額	収 益	金 額	損 益
支払利息割引料 棚卸差損 貸倒引当金繰入 貸倒損失 雑支出		受取利息 受取配当金 貸倒引当金戻入 雑収入		
合 計		合 計		

4 特別損益

費 用	金 額	収 益	金 額	損 益
前期損益修正損 固定資産売却損 固定資産除却損 〇〇圧縮損 災害損失		前期損益修正益 固定資産売却益 〇〇補助金収入		
合 計		合 計		

付表1 売上原価明細表

費 用	立 木	木 材	〇 〇
1 期首たな卸高 2 当期生産原価 合 計 3 期末たな卸高 売上原価			

付表2 生産原価明細表

科 目	内 訳	小 計	合 計
1 当期生産費用 （1）材料費 （2）労務費 （3）経費 ア消耗品費 イ減価償却費（直接費） ウ賃借料 エ…………… オ…………… 2 期首林産勘定たな卸高 合 計 3 期末林産勘定たな卸高 当期林産品生産原価			

附表 3 減価償却明細表

資産の種類	取得原価				減価償却					償却範囲額に 対する過不足	
	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	当 期 償却額	償 却 累計額	償却後 の残高	償 却 累計額	償 却 方 法	当期分	累 計
建 物 機 械 装 置 工 器 具 備 品											
合 計											

- (注) 1 資産の種類は、貸借対照表に掲げる資産の種類別に記載する。
2 償却累計率は、償却額累計の取得価額に対する割合を記載する。

IV ○○年度剰余金処分案

摘 要	積 算 内 訳	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			×××	
II ○○積立金取崩額 (目的外)			<u>×××</u>	×××
III 剰余金処分額				
1 法定準備金	当期剰余金の○分の○ 払込済出資金の○分の○		×××	
2 出資配当金			×××	
3 従事割配当金			×××	
4 任意積立金			<u>×××</u>	<u>×××</u>
○○積立金				
IV 次期繰越剰余金				<u>×××</u>

脚注 1 任意積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりである。

2 出資配当金の配当率は、○%である。

3 従事割配当金の算定基準は、何々に対する○%である。

(○○年度損失処理案)

摘 要	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処理損失金			×××
II 損失金処理額			
1 任意積立金からの補てん額		×××	
○○積立金		×××	
2 資本準備金からの補てん額		×××	
3 法定準備金からの補てん額		<u>×××</u>	<u>×××</u>
III 次期繰越損失金			<u>×××</u>

V 事業計画書

(1) 運営の基本方針

(2) 販売計画

区 分		数 量	収 益		費 用				備 考
			単価	金額	労務費	材料費	その他	計	
森 林	立 木	m ³	円	千円	千円	千円	千円	千円	
	木材	一 般 用 材 パ ル プ 材 チップ原木 そ の 他 小 計							
	計								
	附帯事業	チ ッ プ 木 炭 環 境 緑 化 木 食 用 き の こ 農 産 物							
合 計									

(注) 備考欄には、作業箇所、主要樹種、主間伐別、作業方法等を記載する。

(3) 育林計画

区 分		面 積	費 用			
			材料費	労務費	その他	計
更新	人 工 植 栽 そ の 他	h a	千円	千円	千円	千円
保育	補 下 枝 打 植 刈 除 伐					
合 計						

(4) 労務計画

区 分		育 林		販 売			そ の 他		管 理		計
		更新	保育	立木	木材	その他	〇〇	〇〇	外業	内業	
員内	実人員 延人員 出役給										
員外	実人員 延人員 人夫給										
計	実人員 延人員 労務費										

(5) 損益計画

科 目	小 計	合 計
I 事業総損益		
1 事業総収益	× × ×	
2 事業総費用	<u>× × ×</u>	
事業総利益（事業総損失）		× × ×
II 事業損益		
1 人件費	× × ×	
2 旅費・交通費	× × ×	
3 事務費	× × ×	
4 業務費	× × ×	
5 諸税負担金	× × ×	
6 施設費	× × ×	
7 雑 費	<u>× × ×</u>	
事業管理費計		<u>× × ×</u>
事業利益（事業損失）		× × ×
III 経常損益		
1 事業外収益	× × ×	
2 事業外費用	<u>× × ×</u>	
事業外損益		<u>× × ×</u>
経常利益（経常損失）		× × ×
IV 特別損益		
1 特別利益	× × ×	
2 特別損失	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
特別損益		× × ×
税引前当期利益（税引前当期損失）		<u>× × ×</u>
法人税、住民税及び事業税		<u>× × ×</u>
当期剰余金（当期損失金）		<u>× × ×</u>
前期繰越剰余金（前期繰越損失金）		× × ×
前期繰越剰余金（前期繰越損失金）		<u>× × ×</u>
〇〇積立金取崩額（目的内）		<u>× × ×</u>
当期末処分剰余金（当期末処理損失金）		<u>× × ×</u>

(6) 資金計画

項 目		金 額 (千円)
I 事業活動に伴う収支	収入	1 事業収入
		2 事業外収入
		小 計 (A)
	支出	3 固定資産売却等収入
		(1)有形固定資産売却
		(2)投資有価証券売却
		(3)貸付金回収
		(4)補助金
		(5)その他
		小 計 (B)
		収入合計 (C=A+B)
		1 事業支出
		(1)原材料、販売品等仕入
		(2)事業経費
		2 事業管理支出
		(1)人件費
		(2)その他
		3 事業外支出
		小 計 (D)
		4 固定資産取得等支出
		(1)有形固定資産取得
		(2)投資有価証券取得
		(3)貸付金
		(4)その他
		小 計 (E)
		5 決算支出等
		(1)配当金
		(2)法人税等
		(3)その他
		小 計 (F)
	支出合計 (G=D+E+F)	
	事業収支尻 (H=C-G)	

項 目		金 額 (千円)
II 資金調達活動に伴う収支	収入	1 短期借入金
		2 割引手形
		3 長期借入金
		4 増資
		5 その他
		収入合計 (I)
	支出	1 短期借入金返済
		2 長期借入金返済
		3 その他
		支出合計 (J)
	資金調達収支尻 (K=I-J)	
III 総合資金収支尻 (L=H+K)		
IV 期首資金有高 (M)		
V 期末資金有高 (N=L+M)		

(注) 期首、期末資金有高の内訳

項 目	期 首 (千円)	期 末 (千円)
現金及び預金	××	××
短期所有有価証券	××	××
合 計	××	××

第3 勘定科目表

1 貸借対照表関係

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
流 動 資 産	現 金		通貨及び手許にある小切手、郵便為替、振替貯金の払出請求書等処理する。
	預 金		農林中金その他の金融機関に対する預金を処理する。
	受 取 手 形		金融手形を除き、取引先から受け取った手形を処理する。
	売 掛 金		受託及び買取による売掛債権を処理する。
		販売売掛金	販売品、林産品及び加工品の売掛債権を処理する。
		購買売掛金	購買品及び養苗品の売掛債権（手数料を加えた額）を処理する。
	有 価 証 券		一年以内に満期の到来する有価証券を処理する。
	棚 卸 資 産		自己所有の棚卸品の在高を処理する。
		販 売 品	販売品を処理する。
		林 産 品	林産事業の製品を処理する。
		加 工 品	加工事業の製品を処理する。
		建 物	建設等事業に係る建物の完成したものを処理する。
		工 作 物	建設等事業に係る工作物の完成したものを処理する。
		購 買 品 (事業物資)	購買事業に係る事業物資を処理する。
		購 買 品 (生活物資)	購買事業に係る生活物資を処理する。
		養 苗 品	養苗事業の製品を処理する。
		供 給 林 地	供給を目的とする森林(立木竹を含む。)で、林地供給事業に係るものを処理する。
		宅 地 等	売渡しを目的とする宅地等で、林地処分事業に係るものを処理する。
		自営林産品	森林経営事業に係る製品(素材等)を処理する。
		原 材 料	建設等事業以外の事業に係る原料、材料及び購入部品を処理する。
		材料貯蔵品	建設等事業に係る工事用材料及び消耗工具器具を処理する。
		林 産 勘 定	林産事業に係る仕掛中のものを処理する。
		加 工 勘 定	加工事業に係る仕掛中のものを処理する。
		建 物 未 成 工 事 勘 定	建設等事業(請負による。)に係る建物の仕掛中のものを処理する。
		工作物未成 工 事 勘 定	建設等事業(請負による。)に係る工作物の仕掛中のものを処理する。
		建 物 勘 定	建設等事業(自ら建設する。)に係る建物の仕掛中のものを処理する。
		工作物勘定	建設等事業(自ら建設する。)に係る工作物の仕掛中のものを処理する。
		養 苗 勘 定	養苗事業に係る仕掛中のものを処理する。
		宅地等勘定	売渡しを目的とする林地処分事業に係る宅地等で、仕掛中のものを処理する。
		自 営 林 産 勘 定	森林経営事業に係る素材等で、仕掛中のものを処理する。

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
	前 払 費 用		一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対し支払った対価を処理する。
	未 収 収 益		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対して未だその対価の支払いを受けていないものを処理する。
	未 収 金		売掛金を除く賦課金、利用料、その他の一般未収債権を処理する。
		未収賦課金	賦課金の未収債権を処理する。
		事業未収金	利用料その他事業に係る未収債権を処理する。
		未収消費税	消費税の還付未収額を処理する。
		一般未収金	未収消費税及び事業に係るものの以外の未収債権を処理する。
		完 成 工 事 未 収 金	建物及び工作物の建設等に係る完成工事高に計上した請負代金の未収債権を処理する。
		建 物 等 未 収 金	自ら建設した建物及び工作物の未収債権を処理する。
	短期貸付金		貸付契約期間 1 年以内の貸付金を処理する。
	販売仮渡金		受託による販売、林産及び加工事業の現物引受後に支払った内渡金を処理する。
	前 渡 金		現物の引取又は工事完了前に支払った前渡金を処理する。
	差入保証金		保証金として差し入れた現金を処理する。
	差 入 有 価 証 券		保証金として差し入れた有価証券を処理する（帳簿価額とする。）。
	仮 払 金		帰属科目又は金額の未定の支払金を処理する。
		仮払消費税	消費税を税抜経理した場合の仮払消費税を処理する。
		一般仮払金	仮払消費税以外の帰属科目又は金額の未定の支払金を処理する。
	立 替 金		一時的な立替金を処理する。
		林産立替金	受託林産事業の立替金を処理する。
		一般立替金	林産立替金以外のものを処理する。
	雑 資 産		雑資産を処理する。
		役 職 員 に 対する債権	役職員に対する立替金その他の短期債権を処理する。
		伐調留保金	伐調資金の借入決定から借入手続完了までの間、金融機関に留保されている金額を処理する。
		農 林 漁 業 資金預け金	伐調資金以外の農林漁業資金で、借入決定後金融機関に預けている金額を処理する。
	貸倒引当金		売掛金等の債権に対する貸倒引当金を処理する。
	裏 書 義 務 見 返		裏書義務との対照勘定を処理する。
	債 務 保 証 見 返		債務保証との対照勘定を処理する。
			貸借対照表の注記事項とする。

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
固 定 資 産 (有形固定資産)	建 物		事務所、工場、倉庫等の建物及び付属設備を処理する。
	構 築 物		土木設備又は工作物を処理する。
	機 械 装 置		集材機その他の機械装置及び付属設備を処理する。
	船 舶		船舶その他の水上運搬具を処理する。
	車両運搬具		自動車その他の陸上運搬具を処理する。
	器 具 備 品		測定工具、金庫等の工器具備品を処理する。
	土 地		事務所、工場、倉庫等の敷地及び森林の土地を処理する。
	森 林		組合の資産的所有に係る森林（土地及び立木処分を目的とした一時的所有の立木を除く。）を処理する。
		所 有 林 分 収 林	自己所有の森林を処理する。 分収契約に基づき組合が負担した金額を処理する。
	建設仮勘定		建設中の有形固定資産に係る支出及び充当した材料等を処理する。
(無形固定資産)	営 業 権		
	特 許 権		特許法に基づいた権利を処理する。
	借 地 権		他人の土地を使用するための権利を処理する。
	商 標 権		商標法に基づいた権利を処理する。
	実用新案権		実用新案法に基づいた権利を処理する。
	意 匠 権		意匠法に基づいた権利を処理する。
	ソフトウェア		資産価値が認められる場合には、取得に要した費用を計上する。
	そ の 他		電話架設のための権利等を処理する。
(外部出資その他の資産)	系統出資金		他の組合、森林組合連合会及び農林中央金庫への出資（回転出資金を含む。）による持分その他これらに準ずるものを処理する。
	系 統 外 出 資 金		他の組合、森林組合連合会及び農林中央金庫、子会社等に対する出資以外の外部出資を処理する。
	子 会 社 等 出 資 金		子会社等の株式又は持分を処理する。
	未 払 込 出 資 金		出資金の控除科目。（未払込金額。）
	長期保有 有 価 証 券		満期保有目的の債券その他の流動資産又は外部出資に属しない有価証券を処理する。
	長期貸付金		貸付契約期間が1年を超える貸付金を処理する。ただし、回収期日が翌事業年度中に到来する部分については、決算日において短期貸付金に振り替える。
	農 林 漁 業 資金貸付金		農林漁業資金の転貸金を処理する。
		伐調貸付金	伐調資金の貸付金を処理する。
		造林貸付金	造林資金の貸付金を処理する。
	繰 延 税 金 資 産		税効果会計の適用に伴う将来の課税所得計算上、減算効果のある一時差異等で翌期以後に解消見込みの税効果相当額を処理する。
	林 道 未 収 賦 課 金		林道賦課金及び林道分担金の未収債権を処理する。
	差 入 敷 金		敷金として差し入れた現金を処理する。
	差 入 有 価 証 券		保証金として差し入れた有価証券を処理する。（帳簿価額とする。）
	長 期 前 払 消 費 税		消費税額を原則課税方式で算出し、税抜経理をした場合の固定資産に係る控除対象外消費税を処理する。

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
繰 延 資 産			既に代価の支払いが完了し、又は支払義務が確定し、これに対する役務の提供を受けたが、その効果が将来にわたるため、繰延べた費用を処理する。
流 動 負 債	支 払 手 形		金融手形を除き、取引先に対して振り出した約束手形及び引き受けた為替手形を処理する。
	買 掛 金		仕入に係る債務を処理する。
		販売買掛金	販売品及び林産、加工事業の原材料仕入に係る債務を処理する。
		購買買掛金	購買品及び養苗事業の原材料仕入に係る債務を処理する。
	短期借入金		借入契約期間 1 年以内の借入金を処理する。
	未 払 金		受託販売預り金、買掛金を除き、利用料その他の一般未払債務を処理する。
		事業未払金	利用料その他事業に係る未払債務を処理する。
		未払消費税	消費税の未払額を処理する。
		一般未払金	未払消費税及び事業に係るもの以外の未払債務を処理する。
		工事未払金	建物及び工作物の工事費の未払債務を処理する。
	未 払 法 人 税 等		当期の所得に対応する法人税、住民税及び事業税の未払額を処理する。
	未 払 費 用		一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対し未だその対価の支払いが終わらないものを処理する。
	前 受 収 益		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、未だ提供していない役務に対し支払いを受けた対価を処理する。
	賞与引当金		職員に支給する賞与の引当金を処理する。
	前 受 金		前受金を処理する。
		事業前受金	事業に係る前受金を処理する。
		未成工事前受金	引渡しを完了しない建物及び工作物の工事についての請負代金の前受金を処理する。
	預 り 金		預り金のうち、受託販売に係る預り金以外の業務上の諸預り金を処理する。
	受 託 販 売 預 り 金		受託による販売代金の未精算金を処理する。
		一般受託販売預り金	受託による販売品、林産品及び加工品に係る販売代金の未精算金を処理する。
		受託林地販売預り金	受託による供給林地の販売代金の未精算金を処理する。
		受託宅地等販売預り金	受託による宅地等の販売代金の未精算金を処理する。
	仮 受 金		帰属科目又は金額の未定の受入金を処理する。
		仮受消費税	消費税を税抜経理した場合の仮受消費税を処理する。
		一般仮受金	仮受消費税以外の帰属科目又は金額の未定の受入金を処理する。
	賦 課 金 仮 受 金		賦課金のうち、当該賦課金をもって充てるべき経費を超える額を処理する。
	雑 負 債		雑負債を処理する。
		役 職 員 に 対 する 債 務	役職員からの短期借入金、預り金その他の短期債務を処理する。
		伐 調 留 保 預 り 金	伐調留保金として預っている金額を処理する。
		農 林 漁 業 資 金 預 り 金	農林漁業資金預け金として預っている金額を処理する。

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
	裏 書 義 務		手形の裏書譲渡高を処理する。
	債 務 保 証		貸借対照表の脚注事項とする。
固 定 負 債	長期借入金		借入契約期間1年を超える借入金を処理する。ただし、返済期日が翌事業年度中に到来する部分については、決算日において短期借入金に振り替える。
	退 職 給 付 引 当 金		退職金支給のため、退職給付債務から未認識会計基準変更時差異及び年金資産の額を控除した額の引当金である。
	役員退職慰労引当金		役員の退職慰労金支給のための引当金である。
	繰 延 税 金 負 債		税効果会計の適用に伴う将来の課税所得計算上、加算効果のある一時差異等で翌期以後に解消見込みの税効果相当額を処理する。
	農 林 漁 業 資 金 借 入 金		農林漁業資金の借入金を処理する。
		伐調借入金	伐調資金の借入金を処理する。
		造林借入金	造林資金の借入金を処理する。
		施設借入金	養苗、林道等の施設資金の借入金を処理する。
	減 価 償 却 累 計 額		固定資産に対して間接償却により計上した金額を処理する。
組 合 員 資 本	出 資 金		出資金の総額を処理する。
	回 転 出 資 金		森林組合法第29条第1項の規定により、事業の利用分量に応じて配当したもののうち、期限付きで出資された金額を処理する。
	再 評 価 積 立 金		資産再評価法に基づく再評価差額を処理する。
	法定準備金		森林組合法の規定に基づいて毎決算期剰余金の処分として積み立てたものを処理する。
	任意積立金		定款、又は総会の決定に基づいて、剰余金の処分として積み立てたものを処理する。
	当期剰余金		当期の税引後剰余金を処理する。
	前 期 繰 越 剰 余 金		前期から繰り越した処分未済の剰余金を処理する。
	任意積立金取崩額		任意積立金の当期の取崩額を処理する。
	資本準備金		合併差益、減資差益、加入金等を処理する。
	未処分剰余金		処分未済の剰余金を処理する。
	繰越剰余金		前期からの繰越剰余金を処理する。
	未 処 理 損 失 金		処分未済の損失金を処理する。
	繰越損失金		前期からの繰越損失金を処理する。
その他有価証券評価差額金			その他有価証券の時価の変動による差額を処理する。
調 整 勘 定	一 般 事 業 勘 定		一般事業と区分経理事業及び区分経理事業間の貸借を処理し、借方残の場合は流動資産へ、貸方残の場合は流動負債に記載する。
	林 地 処 分 事 業 勘 定		
	森 林 経 営 事 業 勘 定		

2 損益計算書関係

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明		
指 導 部 門 損 益					
(収 益)	賦 課 金		組合員に賦課した指導部門の賦課金を処理する。		
	実 費 収 入		指導経費及び経営計画作成費の実費として受け入れた額を処理する。		
	指導補助金		指導部門の経費の補助として、国又は地方公共団体から受け入れた補助金を処理する。		
(費 用)	指 導 費		講習会等の集団指導及び個別指導の費用を処理する。		
	情 報 費		時報の発行等情報の提供に要する費用を処理する。		
	経 営 計 画 作 成 費		経営計画の作成に要する費用を処理する。		
販 売 部 門 損 益					
(収 益)	販売手数料		受託販売の手数料を処理する。		
	請負林産収入		請負による林産物の生産に係る収入を処理する。		
	林産手数料		受託による林産物の生産手数料及び生産から販売までの手数料を処理する。		
	販売品売上		買取による販売品の売上高を処理する。		
	林産品売上		買取により生産した林産品の売上高を処理する。 (組合が生産した食用きのこの等の売上高を含む。)		
	販売雑収入		受け入れた出荷奨励金等その他の販売部門の雑収入を処理する。		
		販 売 仕 入 奨 励 金 等		受け入れた出荷奨励金等の仕入対価の返還に係る販売部門の収入を処理する。	
		販 売 雑 益		販売事業に係る販売部門の雑収入を処理する。	
	建 設 等 手 数 料		建物及び工作物に係る販売手数料を処理する。		
	建 物 完成工事高		建物の請負工事が完成し、その引渡し完了したものについての最終総請負高及び長期の未成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における期末出来高相当額を処理する。		
	建 物 売 上		自ら建設した建物に係る売上高を処理する。		
	工 作 物 完成工事高		工作物の請負工事が完成し、その引渡し完了したものについての最終請負高を処理する。		
	工 作 物 売 上		自ら建設した工作物に係る売上高を処理する。		
	建 設 等 雑 収 入		建物及び工作物に係る仕入奨励金等その他の販売部門の収入を処理する。		
		建 設 仕 入 奨 励 金 等		建物及び工作物に係る受け入れ建設仕入奨励金等の仕入対価の返還に係る販売部門の収入を処理する。	
		建設等雑益		建設等事業に係る販売部門の雑収入を処理する。	
	受 託 販 売 経 費 収 入		受託による販売品に係る販売経費収入を処理する。	損 益 計 算 書 には 計 上 し ない。	
	受 託 林 産 経 費 収 入		受託により生産した林産品に係る生産・販売経費収入を処理する。		
	(費 用)	販売品仕入		買取による販売品の仕入高を処理する。	
販 売 品 売 上 原 価			販売品の売上原価を処理する。		
請 負 林 産 原 価			請負による林産物の生産に係る原価を処理する。		

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明	
	林産品売上原価		林産品の売上原価を処理する。	
	販 売 雑 費		支払った売上奨励金等その他の販売部門の雑費を処理する。	
		販 売 売 上 奨 励 金 等	支払った売上奨励金等の売上対価の返還に係る販売部門の支出を処理する。	
		販 売 雑 費	販売事業に係る販売部門の雑費を処理する。	
	内 部 仕 入		内部取引に係る仕入額を処理する。	
	建 物 完 成 工 事 原 価		建物の完成工事高として計上したものに対する工事原価を処理する。	
	建 物 売 上 原 価		建物の売上原価を処理する。	
	工作物完成工事原価		工作物の完成工事高として計上したものに対する工事原価を処理する。	
	工 作 物 売 上 原 価		工作物の売上原価を処理する。	
	建設等雑費		建物及び工作物に係る売上奨励金等その他の販売部門の雑費を処理する。	
		建 設 売 上 奨 励 金 等	建物及び工作物に係る支払った建設売上奨励金等の売上対価の返還に係る販売部門の支出を処理する。	
		建設等雑費	建設等事業に係る販売部門の雑費を処理する。	
	受 託 販 売 経 費 受 入		受託販売経費収入との対照勘定を処理する。	損 益 計 算 書 には 計 上 しない。
	受 託 林 産 経 費 受 入		受託林産経費収入との対照勘定を処理する。	
加工部門損益				
(収 益)	加工手数料		受託による林産物の加工手数料及び加工から販売までの手数料を処理する。	
(費 用)	加工品売上		買取により生産した加工品の売上高を処理する。	
	加工雑収入		加工部門の雑収入を処理する。	
	加 工 品 売 上 原 価		加工品の売上原価を処理する。	
	内 部 仕 入 加 工 雑 費		内部取引に係る仕入額を処理する。 加工部門の雑費を処理する。	
森林整備部門損益				
(収 益)	森 林 経 営 収 入		請負による森林経営に係る収入を処理する。(補助事業者となった場合の補助金を含む。以下「病害虫防除収入」まで同じ。)	
	森 林 経 営 手 数 料		受託による森林経営に係る手数料を処理する。	
	森 林 整 備 収 入		請負による造林(官行造林等を含む。)に係る収入を処理する。	
	森 林 整 備 手 数 料		受託による造林(官行造林等を含む。)に係る手数料を処理する。	
	治 山 工 事 収 入		請負による治山工事に係る収入を処理する。	
	治 山 工 事 手 数 料		受託による治山工事に係る手数料を処理する。	
	林 道 工 事 収 入		請負による林道工事に係る収入を処理する。	
	林 道 工 事 手 数 料		受託による林道工事に係る手数料を処理する。	

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
	調 査 収 入		森林計画の編成、林地の測量、境界の査定、立木の測定評価、林道の設計等の収入を処理する。
	調査手数料		受託による森林計画の編成、林地の測量、境界の査定、立木の測定評価、林道の設計等に係る手数料を処理する。
	利 用 料		林道、集材機等物的施設の利用料を処理する。
	病虫害防除 収 入		請負による病虫害防除に係る収入を処理する。
	病虫害防除 手 数 料		受託による病虫害防除に係る手数料を処理する。
	保 管 料		林産物の保管に係る収入を処理する。
	実行費収入		森林経営計画の作成に係る収入を処理する。
	森 林 整 備 補 助 金 取扱手数料		森林整備補助金申請事務の取扱手数料を処理する。
	支援交付金 収 入		森林整備地域活動支援交付金に係る収入を処理する（森林組合が森林経営計画の作成主体である場合）。
	支援交付金 事 務 取 扱 手 数 料		受託による森林整備地域活動支援交付金に係る収入を処理する（森林組合が交付金受領の委託を受ける場合）。
	森 林 環 境 教 育 収 入		森林環境教育に係る参加費等の収入を処理する。
	福 利 厚 生 雑 収 入		福利厚生に係る雑収入を処理する。
	利用雑収入		利用事業の仕入奨励金等その他の利用事業の雑収入を処理する。
		利 用 仕 入 奨 励 金 等	受け入れた利用事業に係る仕入奨励金等の仕入対価の返還に係る収入を処理する。
		利 用 雑 役	利用事業の雑収入を処理する。
	供 給 林 地 手 数 料		受託による林地供給事業の手数料を処理する。
	供 給 林 地 売 上		買取による供給林地の売上高を処理する。
	森 林 保 険 手 数 料		森林保険事務の取扱手数料を処理する。
	事 業 物 資 購買手数料		事業物資の受託購買の手数料を処理する。
	養苗手数料		受託による種苗の生産手数料及び生産から販売までの手数料を処理する。
	事 業 物 資 売 上		事業物資に係る売上高を処理する。
	養苗品売上		受託以外により生産した種苗の売上高を処理する。
	事 業 物 資 購買雑収入	事 業 物 資 購 買 仕 入 奨 励 金 等	事業物資に係る仕入奨励金等その他の購買部門の雑収入を処理する。受け入れた事業物資に係る仕入奨励金等の仕入対価の返還に係る購買部門の収入を処理する。
		事 業 物 資 購 買 雑 益	事業物資に係る購買部門の雑収入を処理する。
	生 活 物 資 購買手数料		生活物資の受託購買手数料を処理する。
	生 活 物 資 売 上		生活物資に係る売上高を処理する。

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明	
	生活物資 購買雑収入		生活物資に係る仕入奨励金等その他の購買部門の雑収入を処理する。	
		生活物資 仕 入 奨 励 金 等	受け入れた生活物資に係る仕入奨励金等の仕入対価の返還に係る購買部門の収入を処理する。	
		生活物資 購 買 雑 益	生活物資に係る購買部門の雑収入を処理する。	
	受 託 養 苗 経 費 収 入		受託により生産した種苗に係る 養苗経費収入を処理する。	損益計算書 には計上しない。
	農林漁業資 金貸付利息		農林漁業資金の貸付に係る受取利息を処理する。	
	事 業 資 金 貸 付 利 息		農林漁業資金及び生活資金以外の金融部門に属する受取利息を処理する。	
	農 林 漁 業 資 金 取 扱 手 数 料		農林漁業資金の取扱手数料を処理する。	
	林 業 改 善 資 金 取 扱 手 数 料		林業改善資金の取扱手数料を処理する。	
	保証手数料		債務保証の手数料を処理する。	
	事 業 資 金 金融雑収入		事業資金に係る借入奨励金等その他の金融部門の雑収入を処理する。	
		事 業 資 金 借 入 奨 励 金 等	受け入れた事業資金に係る奨励金等の非課税利子対価の返還に係る金融部門の収入を処理する。	
		事 業 資 金 金 融 雑 益	事業資金に係る金融部門の雑収入を処理する。	
	生 活 資 金 貸 付 利 息		生活資金の貸付に係る受取利息を処理する。	
	生 活 資 金 金融雑収入		生活資金に係る借入奨励金等その他の金融部門の雑収入を処理する。	
		生 活 資 金 借 入 奨 励 金 等	受け入れた生活資金に係る奨励金等の非課税利子対価の返還に係る金融部門の収入を処理する。	
		生 活 資 金 金 融 雑 益	生活資金に係る金融部門の雑収入を処理する。	
	受 託 利 用 事 業 経 費 収 入		受託による利用部門の経費収入 を処理する。	損益計算書 には計上しない。
	(費 用)			
	森林経営費		請負による森林経営に係る費用を処理する。	
	森林整備費		請負による森林整備（官行造林等を含む。）に係る費用を処理する。	
	治山工事費		請負による治山工事に係る費用を処理する。	
	林道工事費		請負による林道工事に係る費用を処理する。	
	調 査 費		森林計画の編成、林地の測量、境界の査定、立木の測定評価、林道の設計等の費用を処理する。	
	利 用 施 設 維 持 費		林道、集材機等の維持管理費を処理する。	
	病 害 虫 防 除 費		請負による病虫害防除に係る費用を処理する。	
	保 管 費		林産物の保管に係る費用を処理する。	
	実 行 費		森林経営計画作成に係る費用を処理する。	

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
	支援交付金 費 用		森林整備地域活動支援交付金に係る費用を処理する（森林組合が森林経営計画の作成主体である場合）。
	森 林 環 境 教 育 費		森林環境教育に係る費用を処理する。
	福 利 厚 生 雑 費		福利厚生にかかる雑費を処理する。
	利 用 雑 費		利用事業の売上奨励金等その他の利用事業の雑費を処理する。
		利 用 事 業 売 上 奨 励 金 等	支払った利用事業に係る売上奨励金等の売上対価の返還に係る支出を処理する。
		利 用 雑 費	利用事業の雑費を処理する。
	供 給 林 地 売 上 原 価		買取による供給林地の売上原価を処理する。
	事 業 物 資 仕 入		事業物資の仕入高を処理する。
	事 業 物 資 売 上 原 価		事業物資の売上原価を処理する。
	養 苗 品 売 上 原 価		受託以外により生産した種苗の売上原価を処理する。
	事 業 物 資 購 買 雑 費		事業物資に係る売上奨励金等その他の購買部門の雑費を処理する。
		事 業 物 資 購 買 売 上 奨 励 金 等	支払った事業物資に係る売上奨励金等の売上対価の返還に係る購買部門の支出を処理する。
		事 業 物 資 購 買 雑 費	事業物資に係る購買部門の雑費を処理する。
	生 活 物 資 仕 入		生活物資の仕入高を処理する。
	生 活 物 資 売 上 原 価		生活物資の売上原価を処理する。
	生 活 物 資 購 買 雑 費		生活物資に係る売上奨励金等その他の購買部門の雑費を処理する。
		生 活 物 資 購 買 売 上 奨 励 金 等	支払った生活物資に係る売上奨励金等の売上対価の返還に係る購買部門の支出を処理する。
		生 活 物 資 購 買 雑 費	生活物資に係る購買部門の雑費を処理する。
	受 託 養 苗 経 費 受 入		受託養苗経費収入との対照勘定。損益計算書には計上しない。
	農林漁業資 金借入利息		農林漁業資金の借入に係る支払利息を処理する。
	事 業 資 金 借 入 利 息		農林漁業資金及び生活資金以外の金融部門に属する支払利息を処理する。
	事 業 資 金 金 融 雑 費		金融部門（生活資金を除く）の雑費を処理する。
	生 活 資 金 借 入 利 息		生活資金に係る借入金を支払利息を処理する。
	生 活 資 金 金 融 雑 費		生活資金に係る金融部門の雑費を処理する。
	受 託 利 用 事 業 経 費 受		受託利用事業経費収入との対照勘定。損益計算書には計上しない。

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
林地処分部門 損 益			
(収 益)	宅 地 等 手 数 料		受託による宅地等の販売、造成手数料を処理する。
	宅地等売上		買取による宅地等の売上高を処理する。
	宅 地 等 造 成 収 入		請負による宅地等の造成事業の収入を処理する。
	宅地等処分 雑 収 入		林地処分部門の雑収入を処理する。
(費 用)	宅 地 等 売 上 原 価		買取による宅地等の売上原価を処理する。
	宅 地 等 造 成 費		請負による宅地等の造成事業の費用を処理する。
	宅 地 等 処 分 雑 費		林地処分部門の雑費を処理する。
森林経営部門 損 益			
(収 益)	森 林 売 上		森林経営事業に係る立木の売上高を処理する。
	自営林産品 売 上		森林経営事業において生産した林産品の売上高を処理する。
	森林経営 雑 収 入		森林経営部門の雑収入を処理する。
(費 用)	内 部 売 上		内部取引に係る売上高を処理する。
	森 林 売 上 原 価		立木販売による売上原価を処理する。
	自営林産品 売 上 原 価		森林経営事業において生産した林産品の売上原価を処理する。
	森 林 経 営 雑 費		森林経営部門の雑費を処理する。
信 託 部 門 損 益			
(収 益)	信託手数料		信託財産に係る受託手数料を処理する。
事業管理費 (人件費)	役 員 報 酬		理事及び監事に対する報酬を処理する。
	役 員 退職慰労金		理事及び監事に対する役員退職慰労金を処理する。
	給 料 手 当		職員に対する給料及び手当を処理する。
	賞 与		職員に対する賞与を処理する。
	賞与引当金 繰 入		賞与引当金への繰入額を処理する。
	賞与引当金 戻入(控除)		賞与引当金の戻入額を処理する。
	法定福利費		健康保険、農林漁業団体職員共済、雇用保険等組合の負担額を処理する。
	厚 生 費		職員に対する福利厚生費を処理する。
	退 職 給 付 費 用		退職給付債務のうち、当期の費用を処理する。
		会 計 基 準 変更時差異 償 却	未認識会計基準変更時差異の当年度負担を償却する。
		年金資産の 期待運用益 (控 除)	年金資産の期待運用益を計上する。
(旅費・ 交通費)	旅 費 ・ 交 通 費		出張旅費及び交通費を処理する。

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
(事務費)	消 耗 品 費		事務用の消耗品費を処理する。
	通 信 費		電話料、郵便料等を処理する。
(業務費)	会 議 費		総会、理事会等会議の費用を処理する。
	交 際 費		取引先との交際費を処理する。
	支払手数料		送金手数料、弁護士顧問料等を処理する。
	広 告 料		広告掲載料等宣伝の費用を処理する。
	運 賃		鉄道運賃等輸送の費用を処理する。
	調査研究費		調査研究の費用を処理する。
	貸倒引当金繰入		事業に関する貸倒引当金への繰入額を処理する。
(諸税負担金)	租 税 公 課		固定資産税等を処理する。
	負 担 金		関係団体に対する負担金を処理する。
(施設費)	減価償却費		固定資産の減価償却費を処理する。
	地 代 家 賃		土地、建物等の賃借料を処理する。
	機械等賃借料		機械等の賃借料を処理する。
	修 繕 費		固定資産の修繕費を処理する。
	保 険 料		固定資産その他に対する保険料を処理する。
	動力光熱費		電気、ガス、水道等の使用料を処理する。
(雑 費)	雑 費		他の科目に属しない費用を処理する。
事業外損益(収 益)	受 取 利 息		金融部門以外の受取利息を処理する。
	受取配当金		受け入れた配当金を処理する。
		出資割受取配当金	出資配当金の受入額を処理する。
		事業割受取配当金	事業分量配当金の受入額を処理する。
	雑 収 入		事業以外の雑収入を処理する。
		償却債権取立額	貸倒れ処理した債権の回収額を処理する。
		雑 益	各事業部門以外の雑収入を処理する。
	有価証券譲渡高		有価証券譲渡高を処理する。
(費 用)	支払利息割引料		金融部門以外の支払利息及び割引料を処理する。
	たな卸差損		たな卸資産の不足額で通常額を超えるものを処理する。
	貸倒引当金繰入		事業上の取引に基づいたものではなく、かつ巨額でない貸倒引当金の繰入額を処理する。
	貸 倒 損 失		受取手形、売掛金等の債権が法的に消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合は、その金額を損失として処理する。
	雑 支 出		事業以外の雑支出を処理する。
	有価証券譲渡高受入		有価証券譲渡高との対照勘定。
特別損益(収 益)			
	前期損益修正益		過年度における負債性引当金、減価償却費等の修正益を処理する。
	固定資産売却益		固定資産の売却益を処理する。
	貸倒引当金戻入		貸倒引当金戻入額を処理する。
	〇〇補助金収入		固定資産取得のための補助金の受入額を処理する。

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明	
(費 用)	土地譲渡高		土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡（交換を含を処理する。	損 益 計 算 書には計上 しない。
	その他固定 資産譲渡高		土地（土地の上に存する権利を含む。）以外の譲渡（交換を含む。）高を処理する。	
	前 期 損 益 修 正 損		過年度における負債性引当金、減価償却費等の修正損を処理する。	
	固 定 資 産 売 却 損		固定資産の売却損を処理する。	
	固 定 資 産 除 却 損		固定資産の除却損を処理する。	
	貸倒引当金 繰 入		臨時かつ巨額な貸倒引当金への繰入額を処理する。	
	〇〇圧縮損		国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳による損失を処理する。	
	災 害 損 失		災害による損失を処理する。	
	土地譲渡高 受 入		土地譲渡高との対照勘定	損 益 計 算 書には計上 しない。
	その他固定 資産譲渡高 受 入		その他固定資産譲渡高との対照と の対照勘定	
そ の 他 有 価 証 券 評価差額金			その他有価証券の時価の変動による差額を処理する。	
調 整 勘 定	法 人 税 等 調 整 額		税効果会計の適用に伴う当期の法人税等の調整額を処理する。	

3 信託会計貸借対照表関係

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
流 動 資 産	現 金		通貨及び手許にある小切手、郵便為替、振替貯金の払出請求書等処理する。
	預 金		農林中金その他の金融機関に対する預金を処理する。
	受 取 手 形		金融手形を除き、取引先から受け取った手形を処理する。
	売 掛 金		売掛債権を処理する。
		販売売掛金	林産品の売掛債権を処理する。
	未 収 金		売掛金を除く利用料、その他の一般未収債権を処理する。
		事業未収金	利用料その他事業に係る未収債権を処理する。
		一般未収金	事業に係るもの以外の未収債権を処理する。
	たな卸資産		信託財産に係るたな卸品の在高を処理する。
		林 産 品	林産事業の製品を処理する。
		林 産 勘 定	林産事業に係る仕掛中のものを処理する。
	雑 資 産		雑資産を処理する。
		前 払 費 用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払った対価を処理する。
		未 収 収 益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払いを受けていないものを処理する。
固 定 資 産 (有形固定資産)	建 物		信託財産として取得した建物及び付属設備を処理する。
	構 築 物		信託財産として取得した土木設備又は工作物を処理する。
	車両運搬具		信託財産として取得した自動車その他陸上運搬具を処理する。
	森 林		信託財産として受入れた森林（土地を除く。）を処理する。
		森 林	信託財産として受入れた森林（分収林を除く。）を処理する。
		分 収 林	信託財産として受入れた森林のうち分収林を処理する。
	土 地		信託財産として受入れた森林の土地を処理する。
	建設仮勘定		信託財産として取得するために建設中の有形固定資産に係る支出及び充当した材料等を処理する。
流 動 負 債	短期借入金		借入契約期間1年以内の借入金を処理する。
	未 払 金		事業及びその他の未払債務を処理する。
	前 受 金		信託財産に係る事業費及び信託財産の管理費として委託者から受入れた前受金並びに一般の前受金を処理する。
	預 り 金		諸預り金を処理する。
	貸倒引当金		売掛金等の債権に対する貸倒引当金を処理する。
	雑 負 債		雑負債を処理する。
		未 払 費 用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対しいまだその対価の支払いが終わらないものを処理する。
		前 受 収 益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払いを受けた対価を処理する。

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明
固 定 負 債	長期借入金		借入契約期間1年を超える借入金を処理する。
	農林漁業資金借入金		農林漁業資金の借入金を処理する。
	原価償却累計額		固定資産に対して間接償却により計上した金額を処理する。
資 本 の 部	信 託 森 林		信託契約により、信託を受けた森林（土地を含む。）を処理する。
	信 託 資 金		信託財産に係る事業及び管理費として委託者から受け入れた金銭を処理する。

4 信託会計損益計算書関係

大 科 目	中 科 目	小 科 目	説 明	
事 業 損 益 (収 益)	立 木 売 上		信託森林に係る立木の売上高を処理する。	
	林産品売上		信託森林から生産された林産品の売上高を処理する。	
	分収林売上		信託分収林の売上高を処理する。	
	森 林 レ ク 施 設 売 上		森林レクリエーション施設の建物等の使用料及び利用料を処理する。	
		建物使用料	森林レクリエーション施設の建物の使用料及び利用料を処理する。	
		構築物使用料	森林レクリエーション施設の構築物の使用料及び利用料を処理する。	
		土地使用料	森林レクリエーション施設の駐車場等土地の使用料及び利用料を処理する。	
	事業雑収入		信託財産に係る事業雑収入を処理する。	
	(費 用)	林産品売上原価		林産品の売上原価を処理する。
		保 育 費		下刈、除伐等保育に要する費用を処理する。
分 収 林 費			分収育林に直接要する費用を処理する。	
森 林 レ ク 施設運営費			森林レクリエーション施設の管理に直接要した費用を処理する。	
事 業 雑 費			信託財産に係る事業雑費を処理する。	
一般管理費		信託手数料		信託会計から信託の受託者である組合の一般会計等に支払った信託の手数料を処理する。
	事 務 費		信託財産の運用に係る固有の事務費を処理する。	
	租 税 公 課		固定資産税その他の公課金を処理する。	
	保 険 料		森林火災保険の保険料を処理する。	
	雑 費		他の科目に属しない費用を処理する。	
	事業外損益 (収 益)	受 取 利 息		受取利息を処理する。
貸倒引当金戻入			貸倒引当金の戻入額を処理する。	
(費 用)	支 払 利 息		支払利息を処理する。	
	貸倒引当金繰入		貸倒引当金の繰入額を処理する。	

林野庁林政部経営課長

「森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について」
（平成18年10月20日付け18林政経第142号林野庁長官通知）の一部改正の運用について

森林組合会計については、公正なる会計の慣行に従うとともに、林野庁長官通知により定められた決算関係書類等の様式に基づき適正に事業報告等を行っているところである。

森林組合改革・林業事業体育成検討委員会の最終とりまとめ（平成22年11月17日）において、森林組合会計制度について、さらなる経営の健全化、透明化に向けた取組を進めるべきとされたことを踏まえ、今後、森林組合が組合員等に対し、より一層の情報開示等を促進するため、平成23年8月24日付け23林政経第80号林野庁長官通知により通知したところである。

このことについて、今後特に注意すべき事項及び新たに追加された様式の留意事項は下記のとおりとするので、指導に遺憾のないようにされたい。

記

1. 「Ⅰ 事業報告」の「第1 組合の事業活動の概況」の「（1）主要な事業活動の内容」の記載について

総括事項及び施業集約化の実施状況の他、必要に応じ施業集約化の推進方策を記載する。

2. 「Ⅵ 附属明細書」の「第2 事業報告に関する事項」の「（6）提案型集約化施業の実績（私有林に係る施業集約化の収支の全体像）」の記載について

（1）収入・支出の区分は、別添の経費区分表を参考に記載する。

（2）収入・支出の区分については、別添の経費区分表に基づき、細目まで記入できるものは、細目ごとに記入するが、できない場合は合計金額を記入する。

なお、この経費区分表は、「提案型集約化施業の実績（私有林に係る施業集約化の収支の全体像）」の記入に際し参考とされたい。決算関係書類作成における損益計算書の勘定科目表ではないことを申し添える。

（3）「Ⅱ ハード事業（森林環境保全直接支援事業等に係る収支）」の所有者からの負担金、所有者への還元金については、森林所有者が不利益を被るおそれがある等、合理的な理由がある場合においては、地域の実情を踏まえつつ、記載の有無を判断する。

3. 事業管理費の配賦について

（1）事業管理費の各部門への配賦基準については、決算関係書類の「Ⅴ 注記表」の「（3）損益計算書に関する事項」において注記（例：人頭割にて配

賦)するとともに、当該配賦基準に変更があった場合については、その内容と変更理由を記載する。

なお、事業管理費の各事業部門への配賦に当たっては、下記の事業管理費配賦表を活用するとともに、当該配賦表については、計算根拠の資料として保管すること。

事業管理費配賦表

(単位：千円)

科 目	合 計 (①～ ⑧)	事 業 区 分								⑨ 共通 管理 部門 (再掲)
		一 般 事 業				⑤ 共済 事業	⑥ 林地 処分 事業	⑦ 森林 経営 事業	⑧ 信託 事業	
		① 指導	② 販売	③ 加工	④ 森林 整備					
人件費 旅費・交通費 事務費 業務費 諸税負担金 施設費 雑費										
合 計										
合計のうち、 事業管理費計 (直課分計(A)＋ 配賦分計(B))	(=⑨合計)									
(直課分) 計(A)	①～⑧ の内数									
(配賦分(共通経費)) 計(B) [配賦割合：％]	〃 [100.0]									

(注)「⑨共通管理部門(再掲)」欄には、「(2)事業管理費配賦表への記入方法」に基づき①から⑧の各部門へ全て配賦(配分)した共通経費の計を再掲する。

(2) 事業管理費配賦表への記入方法

事業管理費は、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門へ直課する。各事業部門へ直課できない事業管理費（共通経費）については、森林組合等が採用する合理的な方法により各部門へ全て配賦（配分）する。

4.「第2 事業報告に関する事項」の「(7) 経営指標等」について

(1) 手数料

手数料については、当該事業報告作成時の手数料を掲載する。

(2) 生産性

① 労働生産性（木材生産量／労働投下日数）

労働生産性は、直近の森林組合一斉調査で算出した林産事業の「販売高」の数量(m³)と「受託生産のみ」の数量(m³)を加えた数値を木材生産量として、また、労働投下日数(人／日)を用いて、主伐、間伐別に下記の算式により求める。

労働生産性＝木材生産量／労働投下日数 (m³/日)

なお、森林組合等が独自に算出する場合はその根拠を示して記載することができる。

② コスト(事業費／材積)

コストは、森林組合等が林産事業について、日頃の集計しているデータに基づいて算出する。なお、その算出根拠を示すものとする。

(3) 効率性(収益性)

効率性は、直近の森林組合一斉調査で算出した事業総利益(事業利益)と職員数(専従職員数と組合雇用労働者を加えた数)を用いて、下記の算式により求める。

効率性(収益性)＝事業総利益／職員数(専従職員数＋組合雇用労働者)

なお、森林組合等が独自に算出する場合はその根拠を示して記載することができる。

(4) 経営分析指標

① 自己資本対経常利益率

自己資本対経常利益率は、損益計算書の経常利益、貸借対照表の資本と剰余金を加えたものを自己資本として用いて、下記の算式により求める。

自己資本対経常利益率＝経常利益／自己資本×100

なお、自己資本対経常利益率は、自己資本によってどれだけの利益を上げたかをみるもので、この比率が高い程組合の収益性が良いことを示すものである。

② 流動比率

流動比率は、貸借対照表の流動資産(ただし、組合資金以外の短期借入金を除く。)と流動負債(ただし、組合資金以外の短期借入金を除く。)を用いて、下記の算式により求める。

流動比率＝流動資産(組合資金以外の短期借入金を除く。)／流動負債(組合資金以外の短期借入金を除く。)×100

なお、流動比率は、一年以内の借入金等とこれらを返済するのに必要な財源とを比較する比率で、この比率が大きい程返済能力があり組合運営の安全性が高いことを示すものである。130～150%が普通で、170%以上が良好であるとされている。

③ 人件費率

人件費率は、損益計算書の人件費総額、事業総利益を用いて、下記の算式により求める。

$$\text{人件費率} = \text{人件費総額} / \text{事業総利益} \times 100$$

なお、人件比率は、組合運営の財源たる収益によって人件費をどの程度賄っているかを示すもので、低い方が良いとされている。

④ 固定比率

固定比率は、貸借対照表の固定資産（ただし、組合資金以外の長期借入金を除く）、貸借対照表の資本と剰余金を加えたものを自己資本として用いて、下記の算式により求める。

$$\text{固定比率} = \text{固定資産（組合資金以外の長期借入金を除く。）} / \text{自己資本} \times 100$$

なお、固定比率は、共同利用施設たる土地、建物、設備等の固定資産がどの程度自己資本によって賄われているかを示す比率で、この比率の高さは組合運営の財務基盤の強弱を示すものである。100%以下が望ましいとされている。

⑤ 事業管理費率

事業管理費率は、貸借対照表の事業管理費、事業総利益を用いて下記の算式により求める。

$$\text{事業管理費率} = \text{事業管理費} / \text{事業総利益} \times 100$$

なお、事業管理費率は、組合運営の財源たる収益によって事業管理費をどの程度賄っているかを示すもので、低い方が良いとされている。

(5)(1)～(4)の経営指標等については、森林組合の判断により記載することを選択できる。

5. 通知の適用期日について

平成24年4月1日以降開始となる事業年度から適用する。

(別 添)

【経費区分表】 この経費区分表は、「提案型集約化施策の実績（私有林に係る施策集約化の収支の全体像）」の記入に際して、参考としてもらうものであり、損益計算書の勘定科目表ではない。

提案型集約化施策（私有林に係る施策集約化の収支の全体像）

1 森林経営計画作成（ソフト事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
所有者からの収入		森林整備地域活動支援交付金代理申請事務手数料	森林整備地域活動支援交付金の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
		森林経営計画作成受託手数料	受託による森林経営計画作成に係る手数料を処理する。
		森林経営計画作成請負収入	請負による森林経営計画作成に係る請負収入を処理する。
		組合員負担金	組合員負担金の収入を処理する。
		その他収益	上記以外の収入を処理する。
交付金等		森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金（都道府県・市町村上乗せ分を含む。）。
		その他補助金	森林整備地域活動支援交付金以外のソフト事業に対する都道府県・市町村等補助金による収入を処理する。
支出	事業費（直接費）	人件費	人件費・労務賃金の費用を処理する。
		旅費	旅費の費用を処理する。
		会議費	会場借上等会議に要した費用を処理する。
		資材費	資材の購入費及び運賃の費用を処理する。
		機械器具費	機械・器具購入、借料、修繕、製作、機械器具の貸与する際の等の費用を処理する。
		燃料費	機械等の燃料費を処理する。
		通信運搬費	郵便料、運搬等の経費を処理する。
		備品費	事務器機、通信器機等の経費を処理する。
		消耗品費	書籍、各種文房具等の経費を処理する。
		その他経費	上記以外の経費を処理する。
	管理費（間接費）		管理部門に要した経費及び当該経費として合理的な方法で計算されたものを処理する。

(注) 支出には、合理的な方法により計算された一般管理費を含む。

2 集約化の促進（ソフト事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
所有者からの収入		森林整備地域活動支援交付金代理申請事務手数料	森林整備地域活動支援交付金の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
		集約化活動受託手数料	受託による集約化活動に係る手数料を処理する。

		集約化活動請負収入	請負による集約化活動に係る請負収入を処理する。
		組合員負担金	組合員負担金の収入を処理する。
		その他収益	上記以外の収入を処理する。
交付金等		森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金（都道府県・市町村上乗せ分を含む。）。
		その他補助金	森林整備地域活動支援交付金以外のソフト事業に対する都道府県・市町村等補助金による収入を処理する。
支出	事業費（直接費）	人件費	人件費・労務賃金の費用を処理する。
		旅費	旅費の費用を処理する。
		会議費	会場借上等会議に要した費用を処理する。
		資材費	資材の購入費及び運賃の費用を処理する。
		機械器具費	機械・器具購入、借料、修繕、製作、機械器具の貸与する際の等の費用を処理する。
		燃料費	機械等の燃料費を処理する。
		通信運搬費	郵便料、運搬等の経費を処理する。
		備品費	事務器機、通信器機等の経費を処理する。
		消耗品費	書籍、各種文房具等の経費を処理する。
		その他経費	上記以外の直接経費を処理する。
	管理費（間接費）		管理部門に要した経費及び当該経費として合理的な方法で計算されたものを処理する。

（注）支出には、合理的な方法により計算された一般管理費を含む。

3 作業路網の改良活動等（ソフト事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
所有者からの収入		森林整備地域活動支援交付金代理申請事務手数料	森林整備地域活動支援交付金の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
		作業路網の改良活動受託手数料	受託による作業路網の改良活動に係る手数料を処理する。
		作業路網の改良活動請負収入	請負による作業路網の改良活動に係る請負収入を処理する。
		組合員負担金	組合員負担金の収入を処理する。
		その他収益	上記以外の収入を処理する。
交付金等		森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金（都道府県・市町村上乗せ分を含む。）。
		その他補助金	森林整備地域活動支援交付金以外のソフト事業に対する都道府県・市町村等補助金による収入を処理する。
支出	事業費（直接費）	人件費	人件費・労務賃金の費用を処理する。
		旅費	旅費の費用を処理する。
		会議費	会場借上等会議に要した費用を処理する。

		資材費	資材の購入費及び運賃の費用を処理する。
		機械器具費	機械・器具購入、借料、修繕、製作、機械器具の貸与する際の等の費用を処理する。
		燃料費	機械等の燃料費を処理する。
		通信運搬費	郵便料、運搬等の経費を処理する。
		備品費	事務器機、通信器機等の経費を処理する。
		消耗品費	書籍、各種文房具等の経費を処理する。
		その他経費	上記以外の経費を処理する。
	管理費 (間接費)		管理部門に要した経費及び当該経費として合理的な方法で計算されたものを処理する。

(注) 支出には、合理的な方法により計算された一般管理費を含む。

4 間伐 (ハード事業)

大区分	中区分	小区分	説 明
収入等	木材売上		間伐による収入を処理する。
	補助金等	森林環境保全直接支援事業補助金	森林環境保全直接支援事業の補助金収入を処理する。
		その他補助金 (上乗せ分)	都道府県・市町村の上乗せ分を処理する。
		都道府県・市町村 単独事業等	都道府県・市町村単独事業分を処理する。 ※ また、その他収入があった場合に処理する。
支出	事業費	直接事業費 労務費	事業の実行に直接必要な労務賃金・人件費 (日当、通勤手当、現場手当、賞与)を処理する。
		資材費	事業の実行に直接必要な間伐、燃料、消耗機材等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等を処理する。
		機械経費	事業の実行に直接必要な機械器具、車両等の損料等を処理する。
		(共通仮設費)・ 運搬費	事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用を処理する。(機械経費及び材料費で支弁すべきものは除く。)(重機の回送費等)
		準備費	事業の実行に必要な準備等及び後片付けに要する費用を処理する。
		安全費	事業の実行に必要な安全対策等に要する費用を処理する。(安全旗、保安帽、防振手袋、安全靴等)
		役務費	土地の借上げ等に関する費用、電力、用水等の基本料金、そのほか施業上必要な役務等に要する費用
		営繕費	現場事務所等の営繕に関する費用、労働者宿舍の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、監督官事務所、監督官宿舍の営繕に要する費用、火薬庫、加工品庫

	の営繕に要する費用、労働者の輸送に要する費用、工事監督に必要な車両及び船艇に要する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、そのほか施業上必要な営繕等に要する費用
測量設計費	事業を実施するために必要な測量、備品等の経費を処理する。
諸経費 (現場管理費) 労務管理費	現場労働者に係る次の費用を処理する。 A 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当含む。) B 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 C 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用品及び作業用被服の費用 D 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 E 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
安全訓練費等	A 現場労働者の安全・衛生に要する費用を処理する。 B 研修訓練等に要する費用を処理する。 (安全訓練費、安全大会、安全教育、災害対策訓練費等)
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課を処理する。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
保険料	自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く。)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料を処理する。
従業員給料手当	現場作業員(現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。)の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び賞与(本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。)
退職金	現場従業員に係る退職金を処理する。
退職給付引当金	退職給付引当金繰入額を処理する。
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利、厚生、健康診断、文化活動等に要する費用を処理する。
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入等の費用を処理する。
通信交通費	通信費、交通費及び旅費を処理する。
(社会保険料等)	現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分(労働保険の特別加入制度に係る保険料を含む。)並びに退職金共済制度(林業退職金共済制度(林退共)、建設業退職金共済制度(建退共)、中小企業退職金共済制度(中退共))の掛金を処理する。
委託手数料 森林環境直接支援事業 代理申請事務手数料	森林環境直接支援事業の代理申請事務の取扱手数料を処理する。

		事業実行手数料	間伐の実行に係る手数料を処理する。
		販売手数料	間伐材の販売に係る手数料を処理する。
		その他	上記以外の経費を処理する。
	販売費	運賃	間伐材等の運賃を処理する。
		販売手数料	販売に係る手数料を処理する。
		市場手数料	販売に係る市場手数料を処理する。
		その他	上記以外の販売費を処理する。
	所有者からの負担金		森林所有者からの負担金を処理する。
所有者への還元金		森林所有者への還元金を処理する。	

5 森林作業道（ハード事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
収入等	木材売上		支障木等販売による収入を処理する。
	補助金等	森林環境保全 直接支払事業	森林環境保全直接支援事業の補助金収入を 処理する。
		その他補助金 (上乗せ分)	都道府県・市町村の上乗せ分を処理する。
		都道府県・市町村 単独事業等	都道府県・市町村単独事業分を処理する。 ※また、その他収入があった場合に処理する。
支出	事業費	直接事業費 労務費	事業の実行に直接必要な労務賃金・人件費 (日当、通勤手当、現場手当、賞与)を処理 する。
		資材費	事業の実行に直接必要な間伐、燃料、消耗機 材等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等を処 理する。
		機械経費	事業の実行に直接必要な機械器具、車両等 の損料等を処理する。
		(共通仮設費)・ 運搬費	事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬 及び現場内における移動に要する費用を処理 する。(機械経費及び材料費で支弁すべきもの は除く。)(重機の回送費等)
		準備費	事業の実行に必要な準備等及び後片付けに 要する費用を処理する。
		安全費	事業の実行に必要な安全対策等に要する費 用を処理する。(安全旗、保安帽、防振手袋、 安全靴等)
		役務費	土地の借上げ等に関する費用、電力、用水等 の基本料金、そのほか施業上必要な役務等に 要する費用
		営繕費	現場事務所等の営繕に関する費用、労働者宿 舎の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の 営繕に要する費用、監督官事務所、監督官宿舎 の営繕に要する費用、火薬庫、加工品庫の営繕 に要する費用、労働者の輸送に要する費用、工 事監督に必要な車両及び船艇に要する費用、前 記に係る土地、建物の借上げに要する費用、そ のほか施業上必要な営繕等に要する費用

測量設計費	事業を実施するために必要な測量、備品等の経費を処理する。
諸経費 (現場管理費) 労務管理費	現場労働者に係る次の費用を処理する。 A 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当含む。) B 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 C 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用品及び作業用被服の費用 D 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 E 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
安全訓練費等	A 現場労働者の安全・衛生に要する費用を処理する。 B 研修訓練等に要する費用を処理する。 (安全訓練費、安全大会、安全教育、災害対策訓練費等)
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課を処理する。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
保険料	自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く。)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料を処理する。
従業員給料手当	現場作業員(現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。)の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び賞与(本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。)
退職金	現場従業員に係る退職金を処理する。
退職給付引当金	退職給付引当金繰入額を処理する。
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利、厚生、健康診断、文化活動等に要する費用を処理する。
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入等の費用を処理する。
通信交通費	通信費、交通費及び旅費を処理する。
(社会保険料等)	現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分(労働保険の特別加入制度に係る保険料を含む。)並びに退職金共済制度(林業退職金共済制度(林退共)、建設業退職金共済制度(建退共)、中小企業退職金共済制度(中退共))の掛金を処理する。
委託手数料 森林環境直接支援事業 代理申請事務手数料	森林環境直接支援事業の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
事業実行手数料	間伐の実行に係る手数料を処理する。

		販売手数料	間伐材の販売に係る手数料を処理する。
		その他	上記以外の経費を処理する。
	販売費	運賃	運賃を処理する。 (支障木販売等があった場合。以下その他まで同じ。)
		販売手数料	販売に係る手数料を処理する。
		市場手数料	販売に係る市場手数料を処理する。
		その他	上記以外の販売費を処理する。
	所有者からの負担金		森林所有者からの負担金を処理する。
所有者への還元金		森林所有者への還元金を処理する。	

6 間伐、森林作業道以外の事業（ハード事業）

大区分	中区分	小区分	説 明
収入等	木材売上		木材販売による収入を処理する。
	補助金等	森林環境保全 直接支払事業	森林環境保全直接支援事業の補助金収入を 処理する。
		その他補助金 (上乗せ分)	都道府県・市町村の上乗せ分を処理する。
		都道府県・市町村 単独事業等	都道府県・市町村単独事業分を処理する。 ※ また、その他収入があった場合に処理す る。
支出	事業費	直接事業費 労務費	事業の実行に直接必要な労務賃金・人件費 (日当、通勤手当、現場手当、賞与)を処理す る。
		資材費	事業の実行に直接必要な間伐、燃料、消耗機 材等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等を処 理する。
		機械経費	事業の実行に直接必要な機械器具、車両等 の損料等を処理する。
		(共通仮設費)・ 運搬費	事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬 及び現場内における移動に要する費用を処理 する。(機械経費及び材料費で支弁すべきもの は除く。)(重機の回送費等)
		準備費	事業の実行に必要な準備等及び後片付けに 要する費用を処理する。
		安全費	事業の実行に必要な安全対策等に要する費 用を処理する。(安全旗、保安帽、防振手袋、 安全靴等)
		役務費	土地の借上げ等に関する費用、電力、用水等 の基本料金、そのほか施業上必要な役務等に 要する費用
		営繕費	現場事務所等の営繕に関する費用、労働者宿 舎の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の 営繕に要する費用、監督官事務所、監督官宿 舎の営繕に要する費用、火薬庫、加工品庫の 営繕に要する費用、労働者の輸送に要する費 用、工事監督に必要な車両及び船艇に要す る費用、前記に係る土地、建物の借上げに

	要する費用、そのほか施業上必要な営繕等に要する費用
測量設計費	事業を実施するために必要な測量、備品等の経費を処理する。
諸経費 (現場管理費) 労務管理費	現場労働者に係る次の費用を処理する。 A 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当含む。） B 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 C 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用品及び作業用被服の費用 D 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 E 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
安全訓練費等	A 現場労働者の安全・衛生に要する費用を処理する。 B 研修訓練等に要する費用を処理する。 (安全訓練費、安全大会、安全教育、災害対策訓練費等)
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課を処理する。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
保険料	自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料を処理する。
従業員給料手当	現場作業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。）
退職金	現場従業員に係る退職金を処理する。
退職給付引当金	退職給付引当金繰入額を処理する。
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利、厚生、健康診断、文化活動等に要する費用を処理する。
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入等の費用を処理する。
通信交通費	通信費、交通費及び旅費を処理する。
(社会保険料等)	現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労働保険の特別加入制度に係る保険料を含む。）並びに退職金共済制度（林業退職金共済制度（林退共）、建設業退職金共済制度（建退共）、中小企業退職金共済制度（中退共））の掛金を処理する。
委託手数料 森林環境直接支援事業 代理申請事務手数料	森林環境直接支援事業の代理申請事務の取扱手数料を処理する。
事業実行手数料	間伐の実行に係る手数料を処理する。
販売手数料	間伐材の販売に係る手数料を処理する。

		その他	上記以外の経費を処理する。
	販売費	運賃	運賃を処理する。 (支障木販売等があった場合。以下その他 まで同じ。)
		販売手数料	販売に係る手数料を処理する。
		市場手数料	販売に係る市場手数料を処理する。
		その他	上記以外の販売費を処理する。
所有者からの負担金			森林所有者からの負担金を処理する。
所有者への還元金			森林所有者への還元金を処理する。